

令和4年小値賀町議会定例3月会議 (第2日目)

1、出席議員 6名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
6	番	浦		英	明
7	番	今	田	光	弘

2、欠席議員 1名

8	番	横	山	弘	藏
---	---	---	---	---	---

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	近	藤		進
教	育	中	村	慶	幸
会	計	前	田	隆	利
総	務	谷	元	芳	久
住	民	橋	本	博	明
福	祉	前	田	達	也
産	業	博	多	屋	雄
産	業	松	崎	久	一
農	業	北	村		郎
建	設	橋	本		幸
建	設	村	田	祐	仁
診	療	牧	尾		満
教	育	永	田	敬	一
	次				郎
	長				豊
					三

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西	浩	康			
議	会	事	務	局	書	記	松	田	智	恵	美

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

令和4年小値賀町議会定例3月会議

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（黒崎政美議員・末永一朗議員）
- 第 2 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 3 議案第5号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第6号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第7号 小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）
- 第 6 議案第8号 小値賀町行政手続きにおける押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）
- 第 7 議案第9号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第10号 令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第11号）
- 第 9 議案第11号 令和3年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第12号 令和3年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第13号 令和3年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

- 第 1 2 議案第 1 4 号 令和 3 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 3 議案第 1 5 号 令和 3 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 議案第 1 6 号 令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 5 議案第 1 7 号 令和 3 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 6 議案第 1 8 号 令和 4 年度小値賀町一般会計予算
- 第 1 7 議案第 1 9 号 令和 4 年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 2 0 号 令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 9 議案第 2 1 号 令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 2 0 議案第 2 2 号 令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 1 議案第 2 3 号 令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第 2 2 議案第 2 4 号 令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 5 号 令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

## 午前 10 時 00 分 開 議

議長（今田光弘） 会議を開く前にご報告いたします。

本日も、横山弘藏議長が不在の為、副議長である私今田が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番・黒崎政美議員、5 番・末永一朗議員を指名いたします。

### 日程第 2、議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

人事院は、令和 3 年 8 月 10 日に国家公務員の給与に関して勧告を実施いたしております。政府は、この人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を、令和 4 年 2 月 1 日に国会に提出されたところでございます。

今回の改正は、月例給は据え置く一方、特別給（ボーナス）に当たる期末・勤勉手当について、1 年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較し、支給割合が下がった民間との均衡を図るため、0.15 月分引き下げ 4.30 月分とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

詳細な説明については、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） それでは、担当よりご説明させていただきます。

例年であれば、政府は人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を、11 月に国会へ提出し、期末手当の支給基準日である 12 月 1 日より前に改正施行しますが、令和 3 年の給与法の改正は臨時国会が開かれる 12 月以降となり、令和 4 年 2 月 1 日に閣議決定され、国会に提出されたところであります。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により支給割合が下がった民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映し、特別給（ボ

一ナス) の支給月数を引き下げるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第14条は、職員の夜間勤務手当の支給率に、記載誤りがあったことから、訂正をするものです。

第17条、第2項は、職員の期末手当の支給率100分の127.5を、100分の120に改めるもので、これにより、期末・勤勉手当に合わせた特別給の支給月数を4.45月分から、0.15月分引き下げ、4.30月分とすることとしております。

第3項は、再任用職員の支給率100分の72.5を、100分の67.5に改めるもので、これにより、特別給の支給月数2.35月分を0.1月分引き下げ、2.25月分とするものです。

附則として、第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

第2項には、6月に支給する期末手当の額を調整するための特例措置に関する内容を記載しております。

第3項で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

本改正案における令和4年度の影響額は、一般会計、特別会計合わせまして、総額で682万7,000円の減額となる見込みです。

以上で、説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

何か質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長（今田光弘）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第3、議案第5号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。**

本案について、提案理由の説明を求めます。町長

**町長（西村久之）** 議案第5号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

令和3年8月10日の人事院勧告に伴い、特別職の国家公務員等に関する法令においては、一般職給与法の例により、期末手当を支給することとされていること等を踏まえ、一般職員に準拠し、町長、副町長及び教育長の支給割合を改正するものでございます。

改正の内容は、期末手当の支給率100分の167.5を、100分の162.5に改めるものでございます。附則として、第1項で、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

第2項には、6月に支給する期末手当の額を調整するための特例措置に関する内容を記載しております。

第3項で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部

を改正する条例（案）を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第5号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第4、議案第6号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。**

本案について、提案理由の説明を求めます。町長

**町長（西村久之）** 議案第6号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

町長、副町長及び教育長と同様に、特別職の特別給の支給割合を改正するものでございます。

改正の内容は、期末手当の支給率100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。附則として、第1項で、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

第2項には、6月に支給する期末手当の額を調整するための特例措置に関する内容を記載しております。

第3項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから、議案第6号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第5、議案第7号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）を議題といたします。**

本案について、提案理由の説明を求めます。町 長

**町長（西村久之）** 議案第7号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正は、町村の選挙における立候補の環境を改善し、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、公職選挙法の一部が改正され、選挙公営の範囲が拡大されたことにより、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

詳細な説明については、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** それでは、担当より説明させていただきます。

第1条は趣旨で、本条例案は、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第145条第15項の規程に基づき、選挙運動用自動車、ビラ、ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めることを明記しております。第2条から、第5条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続き、契約の指定について明記しており、第6条から、第8条は、選挙運動用ビラ作成の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続きについて明記し、第9条から、第11条は、選挙運動用ポスター作成の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続きについて明記しております。第12条は、委任で、この条例施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるとしてしております。附則としまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

第2項では、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに、その期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

**議長（今田光弘）** 休憩します。

— 休憩	午前	10	時	13	分	—
— 再開	午前	10	時	14	分	—

**議長（今田光弘）** 再開します。

総務課長

**総務課長（谷元芳久）** 先ほどの提案理由で、ちょっと説明を間違っておりましたので、訂正させていただきます。

第一条の趣旨でですね、「本条例案は、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第145条」と、私の方がちょっと間違っておりまして、「143条の第15項」の間違いなので訂正させていただきます。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第7号、小値賀町議会議員及び小値賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号、小値賀町行政手続きにおける押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第8号、小値賀町行政手続きにおける押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正は、国の行政手続きにおける押印の見直しに伴い、町民の負担軽減や利便性の向上を図るため、押印を求める手続きの見直しを実施することに伴い、関係条例の整備が必要でございますので、本条例を制定するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（今田光弘） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

何か質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、小値賀町行政手続きにおける押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 異議なしと認めます。

従いまして、議案第8号、小値賀町行政手続きにおける押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長  
町長（西村久之） 議案第9号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正は、地方税法の改正に伴う文言の修正及び規定の明確化と「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行により、子育て世代の国民健康保険税負担を軽減するため、未就学児の被保険者均等割額の軽減を行う改正となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

詳細な説明については、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（今田光弘） 住民課長

住民課長（橋本博明） それでは、担当より説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項から第4項は、上位法の改正に伴う文言の改正、第3条と第5条及び第5条の2の改正は、いずれも見出しに「基礎課税額の」という文言を追加し、規定を明確化するもので、加えて第5条の2は、本条例第23条に第2項を加えることによる、項ずれへの対応のための改正となっております。

2ページ、第6条の改正は、条文中の不要な規定を削除するものです。

第13条の改正は、本条例第23条に第2項を加えることにより生じる、規定の整備のための改正となっております。

第23条第1号から、第3号は地方税法の改正に伴う項ずれへの対応及び、文言の追加により規定を明確化するもので、4ページ、第2項は、社会保障負担を見直し、子育て世代の保険料負担を軽減するため、未就学児については被保険者均等割額及び、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1/2に減額するための改正となっております。軽減の対象とする未就学児の定義と減額の算定について規定しております。

第23条の2の改正は、前条第23条の改正に伴う項ずれへの対応と、上位法改正に伴う文言の改正となっております。附則第2条の改正は、地方税法及び本条例第23条の改正に伴う項ずれへの対応、同じく附則第3条から第13条までの改正も、本条例第23条の改正に伴う項ずれへの対応となっております。地方税法附則の改正に伴うものでございます。附則としまして、第1号でこの条例は公布の日から施行することとし、各改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行するとしております。

第2号では、改正後の本条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例によるとしております。

以上で、説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第9号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**議長（今田光弘）** しばらく休憩します。

—	休憩	午前	10	時	22	分	—
—	再開	午前	10	時	27	分	—

**議長（今田光弘）** 再開します。

日程第8、議案第10号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第10号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

今回の補正予算は、令和4年度へ繰越す事業登録をはじめ、歳入では、地方

交付税の増額、事業実績見込みに伴う国庫支出金及び地方債の減額、基金繰入金の減額が主なもので、歳出では、最終処分場木材破砕機購入の中止、雇用機会拡充事業補助金の申請実績による減額、新型コロナウイルス感染症の影響による各事業の縮小や中止及び旅費の減額、特別会計の事業実績見込みに伴う、一般会計繰出金や各事業の精算減額が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,652万8,000円を減額し、補正後の予算総額を40億5,108万6,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費で、5ページ第2表に示しますとおり、イントラネットリプレイス工事の他、17事業について年度内完成が困難なため、令和4年度へ繰り越すものでございます。

第3条は、地方債の補正で、6ページ第3表に示しておりますとおり堆肥製造施設修繕事業の他、10件4,740万円の減額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘） 総務課長**

**総務課長（谷元芳久）** それでは、説明書9ページ歳入から説明いたします。

10款1項1目・地方交付税で、特別交付税を1億1,000万円増額し、1項・地方交付税の総額を21億4,312万9,000円としております。

13款1項6目・土木使用料を11万9,000円減額、7目・教育使用料を57万円減額し、1項・使用料の総額を3,362万8,000円としております。同じく、2項1目・総務手数料を20万9,000円減額し、2項・手数料の総額を2,285万円としております。

14款・国庫支出金及び15款・県支出金は、事業実績見込みに伴う精算によるものが、主なもので、14款1項1目・民生費国庫負担金は、各節のとおり318万6,000円を減額、2目・衛生費国庫負担金813万1,000円増額は、新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金で、1項・国庫負担金の総額を1億2,990万6,000円としております。同じく、2項1目・民生費国庫補助金を48万円減額、2目・衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス接種体制確保国庫補助金で415万2,000円減額、4目・土木費国庫補助金を27万円減額、7目・総務費国庫補助金524万3,000円減額は、地方創生推進交付金の減額が主なもので、2項・国庫補助金の総額を3億2,460万1,000円としております。

15款1項1目・総務費県負担金17万2,000円減額、2目・民生費県負担金を105万4,000円減額し、1項・県負担金の総額を6,963万8,000円としております。同じく、2項1目・総務費県補助金1,404万3,000円減額は、長崎県国境

離島地域雇用機会拡充事業交付金が主なもので、2目・民生費県補助金を26万円減額、4目・農林水産業費県補助金を各節のとおり67万8,000円減額、5目・商工費県補助金1,060万5,000円の増額は、まん延防止等重点措置の延長に伴う、営業時間短縮協力金補助金の増額が主なもので、6目・土木費県補助金20万円減額、8目・教育費県補助金を13万1,000円減額し、2項・県補助金の総額を3億2,908万4,000円としております。同じく、3項1目・総務費委託金を95万4,000円減額し、3項・委託金の総額を1,790万2,000円としております。

16款1項2目・利子及び配当金を1万1,000円減額し、1項・財産運用収入の総額を1,571万5,000円としております。

17款1項・寄付金は、実績見込みによるもので、各目各節のとおり442万8,000円減額し、寄附金の総額を4,958万円としております。

18款1項・基金繰入金は、これまで財源充当していた基金への繰り戻しでございまして、各目各節のとおり2億3,288万7,000円減額し、基金繰入金の総額を3,512万7,000円としております。

20款4項5目・雑入を94万5,000円増額し、4項・雑入の総額を2,807万1,000円としております。

21款1項・町債は、借り換え及び実績見込みによるもので、各目各節のとおり4,740万円減額し、町債の総額を4億4,622万円としております。

15ページ、歳出では、1款1項1目・議会費586万5,000円の減額は、人件費と旅費が主なもので、1項・議会費の総額を5,078万円としております。

2款1項1目・一般管理費は、人件費、旅費及び、総合行政システム関連事業委託料の精算による減額が主なもので、1,019万2,000円減額、2目・文書広報費を149万6,000円減額、3目・財政管理費106万円減額、5目・財産管理費660万3,000円増額は、各種基金積立金の増額が主なもので、6目・企画費は、ふるさと寄附金関係経費が主なもので、967万3,000円減額、7目・交通安全対策費を11万円減額、8目・空港費87万7,000円減額、11目・ふるさと創生事業費125万円の減額は、新規事業準備金の減額が主なもので、15目・新型コロナウイルス感染症対策費は、営業時間短縮協力金で、1,197万円を増額し、1項・総務管理費の総額を8億3,836万2,000円としております。同じく、2項1目・税務総務費を31万円減額し、2項・徴税費の総額を2,374万7,000円としております。同じく、3項1目・戸籍住民基本台帳費33万円減額、2目・住民基本台帳ネットワーク費を35万8,000円減額し、3項・戸籍住民基本台帳費の総額を2,975万4,000円としております。同じく、4項3目・衆議院議員選挙費を64万9,000円減額し、4項・選挙費の総額を811万8,000円としております。同じく、5項1目・統計調査総務費を15万円4,000円減額し、5項・統計調査費の総額を

28万円としております。同じく、6項1目・監査委員費を58万5,000円減額し、6項・監査委員の総額を79万7,000円としております。

3款1項1目・社会福祉総務費1,471万5,000円の増額は、介護保険事業特別会計繰出金が主なもので、3目・老人福祉費234万9,000円の減額は、生きがい活動支援ディサービス業務委託料が主なもので、新型コロナウイルス感染対策による利用実績の減少によるものです。4目・障がい者福祉費555万9,000円の増額は、障害者自立支援給付費において、障害者支援区分の更新に伴う増額と、グループホームに1名入所したことによる増額が主なもので、1項・社会福祉費の総額を4億350万1,000円としております。同じく、2項1目・児童福祉総務費64万2,000円減額、2目・母子福祉費6万2,000円減額、4目・こども園費552万8,000円減額は、会計年度任用職員の人件費の減額が主なもので、2項・児童福祉費の総額を1億4,718万円としております。同じく、3項1目・生活保護総務費を29万6,000円減額、2目・扶助費は財源組替で、3項・生活保護費の総額を6,271万円としております。

4款1項1目・保健衛生総務費1,351万9,000円の減額は、国民健康保険診療所及び簡易水道事業特別会計への繰出金が主なもので、2目・予防費451万9,000円増額は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の増額が主なもので、3目・環境衛生費32万3,000円減額、4目・健康増進費は、各節のとおり228万8,000円減額し、1項・保健衛生費の総額を3億3,305万3,000円としております。同じく、2項1目・塵芥処理費5,350万7,000円の減額は、大型ごみ収集車の入札による減額及び、最終処分場木材破碎処理機の購入中止が主なもので、2目・し尿処理費188万9,000円の増額は、燃料費の増額が主なものです。2項・清掃費の総額を2億2,296万2,000円としております。

5款1項1目・農業委員会費118万円減額、2目・農業総務費198万9,000円増額、3目・農業振興費1,993万1,000円減額は、地域おこし協力隊（農業研修生）関係経費と担い手公社運営費補助金の減額が、主なもので、4目・畜産業費115万7,000円減額、5目・農地費を3万8,000円減額し、1項・農業費の総額を2億1,780万8,000円としております。同じく、2項1目・林業振興費696万6,000円の減額は、海岸流木処理業務委託料の減額が主なもので、2項・林業費の総額を2億3,289万7,000円としております。同じく、3項1目・水産業総務費6,000円増額、2目・水産業振興費2,573万9,000円の減額は、地域おこし協力隊事業に関する経費のほか、各種事業補助金の減額が主なもので、3目・水産施設費は、各節のとおり332万1,000円減額、4目・漁港管理費4万9,000円減額、5目・漁港建設費を3,000円減額し、3項・水産業費の総額を2億4,463万8,000円としております。

6款1項1目・商工総務費97万4,000円減額、2目・商工業振興費1,192万



8,000円の減額は、雇用機会拡充事業補助金の実績見込みによる減額が主なもので、3目・観光費は、新型コロナウイルス感染症の影響による、各事業の規模縮小、中止等による委託料及び負担金補助金の減額が主なもので、1,766万7,000円を減額し、1項・商工費の総額を1億9,768万1,000円としております。

7款1項1目・土木総務費52万5,000円減額、2目・景観形成費を7万5,000円減額し、1項・土木管理費の総額を1億2,223万2,000円としております。同じく、2項2目・道路維持費170万7,000円減額、3目・道路新設改良費440万6,000円の増額は、町道野崎本線無電柱化工事関係補償費の増額が主なもので、2項・道路橋梁費の総額を8,076万4,000円としております。同じく、3項1目・住宅管理費を7万5,000円減額し、3項・住宅費の総額を692万5,000円としております。

8款1項1目・非常備消防費は、訓練に関する経費のほか、旅費が主なもので、305万8,000円を減額、3目・災害対策費を18万円減額し、1項・消防費の総額を1億2,730万6,000円としております。

9款1項1目・教育委員会費22万9,000円減額、2目・事務局費1,354万9,000円の減額は、人件費、旅費及び、ふるさと留学関連経費が主なもので、各節のとおり、1項・教育総務費の総額を5,677万7,000円としております。同じく、2項1目・学校管理費516万4,000円減額は、各種事業の実績や精算見込みによる減額が主なもので、2目・教育振興費を33万8,000円減額し、2項・小値賀小学校費の総額を5,295万7,000円としております。同じく、4項1目・学校管理費を8万5,000円減額、2目・教育振興費320万5,000円減額は、部活動遠征費等の補助金精算が主なもので、4項・小値賀中学校費の総額を3,029万7,000円としています。同じく、7項1目・社会教育総務費10万5,000円減額、2目・公民館費484万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の規模縮小や中止、及び精算見込みによるものが主なもので、3目・総合センター費は、財源組替、4目・歴史民俗資料館費257万1,000円減額、5目・文化財保護調査費は、財源組替で、6目・図書館費79万3,000円減額、7目・世界文化遺産保存活用推進事業費を47万9,000円減額し、7項・社会教育費の総額を8,002万5,000円としております。同じく、8項1目・保健体育総務費は、事業実績及び精算見込みにより、各節のとおり、437万9,000円減額、2目・学校給食費を29万9,000円減額し、同じく、8項1目・保健体育総務費は、事業実績及び精算見込みにより、各節のとおり、408万円減額、2目・学校給食費を29万9,000円減額し、8項・保健体育費の総額を4,720万8,000円としております。

11款1項1目・元金10万円増額、2目・利子を4万7,000円増額し、1項・公債費の総額を3億9,692万5,000円としております。

12 款 2 項 1 目・渡船事業特別会計繰出金を 340 万 8,000 円増額し、2 項・特別会計繰出金の総額を 2,798 万 9,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（今田光弘）** 休憩します。

— 休憩 午前 10 時 45 分 —  
— 再開 午前 10 時 45 分 —

**議長（今田光弘）** 再開します。

**総務課長（谷元芳久）** すいません。最初に説明いたしました、歳入で説明いたしました、13 款 1 項 6 目・土木使用料を 11 万減額と申しましたけども、増額の誤りでした。失礼いたします。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 10 款・地方交付税

9 ページです。

浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** 地方交付税につきましては、1 億 1,000 万の特別交付税が増額されております。それで、合計しますと 2 億 3,000 万というふうになりまして、2 年度に比較すると 1,768 万 2,000 円の減であります。この特別交付税というのは、私も時々聞くんですけども、あの内容的にはちょっとよくわからないと、こういうふうな答弁が度々なされておりますが、今回も同じようなのかお尋ねをします。

**議長（今田光弘）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

浦議員のおっしゃるとおり、毎年度同じ回答で申し訳ございませんけども、1 項・特別交付税については、一応あのこちらの方もヒアリングを受けて、その分、交付税措置していただくように申請は行っておりますけども、あくまでも県の方が、各市町村の申請額を、申請額、特にあの災害とかそちらの方に主に特別交付税は付きますので、予算の範囲内で配分を行います。その結果、どうしても私達の方で算定基準がわかりませんので、そういったとこで、県の方の配分の程度でこちらの方も頂くような形になります。実際、地域おこし協力隊とかそういった、しっかり予算、国の方でうたわれているものについてはですね、ある程度、把握はできるんですけども、その他についてはがですね、なかなかどういった形で入ってくるのか、その辺があいまいな点がありますので、

実績に基づいて、今回予算の方を補正で上げさせて、増額で補正を上げさせて  
いただいております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** あの以前、私、新聞で見たんですよね、特別交付税につ  
きましては、なんとかと何とかを、このために、一応増額したというふう  
に載っておったものですのでね、よく新聞記者はよく勉強してるなあと感  
心したんですけど、それはそれでいいです。

それで、地方交付税につきましてはですね、合計で 21 億 4,312 万 9,000 円と、  
ここ十何年間見たことない数字が上がっております。まあ、大変小値賀町に  
とっても、近隣にとっても、一番いいんじゃないかなと思うんですけども、  
この交付税がですね、この新聞で一応こう書いてあったんですけども、前  
の時にですね、この内容につきましては、コロナ禍のため、また国勢調査  
による人口減少に伴い、交付額も減少するが、国の人口急減補正措置など  
で、減少額が緩和されたため、ともこういうふうにか言われておったん  
ですけども、この内容について、またあの…増えた理由について、分析  
しておられれば、その考え方をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

普通交付税は、議員もご存じのとおり、人口に応じて、住民の人口に  
合わせてですね、その交付税の数値は変わってきます。ただ、今、先  
ほどおっしゃったとおり、やっぱりあの…小値賀町の場合、過疎、人  
口が減少していく地域については、先ほど言った、人工急減補正とい  
うのがありまして、それに基づいて、普通でしたら下がることを、  
その数値を掛けることにより、数値に基づいて算定された場合、  
すぐに交付税が落ちるというのを防ぐ、そういったことも考えられて  
おります。それと、今年度の交付税がちょっと伸びている理由として、  
12 月の補正時に、確かあの 19 億って形で確定、普通だったら 7 月  
か 8 月ぐらいで確定するところを、コロナの影響により、個別算定  
経費が今年度に限り、算定経費がひとつ追加されてですね、その分  
が、今回増額の要因となっておりますので、そういったものがあり  
まして、今回は少し額が、普通交付税が上がっているということで、  
トータル的にですね、21 億という数字が出てきていると思われて  
おります。

**議長（今田光弘）** ほかにありませんか。

地方交付税、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 次にいきます。

第 13 款・使用料及び手数料

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 使用料、手数料、これ住宅の使用料、土木使用料ですね、これについてお尋ねしたいんですけども、町営住宅使用料は、今度の25万3,000円を追加して、見込み額が1,068万2,000円、町有住宅使用料につきましては70万9,000円減額して483万3,000円、特公賃住宅使用料につきましては56万5,000円を追加して、392万2,000円と、その下はいいですけど、こういうふうになるかと思えますけども、このそれぞれの増減額の内容についてお尋ねをします。

**議長（今田光弘）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

まず、町営住宅の使用料に関しましては、町営住宅の家賃に関しては、前年度の、前年の収入によって算出されます。それによって、収入が上がった世帯が3戸程ありまして、それで増額になっております。町有住宅におきましては、途中の退去者が出た住宅がありまして、また、1つの町有住宅に関しまして、耐用年数の30年を過ぎた住宅がありまして、それに伴って、家賃が大きく減額となっております。また、特公賃住宅においてはですね、やはり前年の収入が増加したことによって、家賃が増加しておりまして、その分でこのような結果となっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** あのこれは、誰か知らんけど、議員がなんか言ってましたんですけどね、水の下住宅は異常に高いと、それで私もちょっとこう行って見てみたんですけども、えっと何人かなあ、3人か4人ぐらい退所してるのかなあ。そして、家を見てみますと、爆裂、そこまで来てないですけど、少しこう鉄筋が見えたりとか、壁が剥がれたりとか、そういった、こう状況なんですよ。それで、先ほど言ったように、収入が上がるとこの家賃も、収入というか所得ですね、これが上がると家賃も上がると、そういうふうなことで、急に、その立ち退き言われても、ちょっとこう出ていけないよなあというふうな人がおったんですね、そこあたりを例えばその、これは上位法かなあ、やっぱ法律で決められておって、そして、その下の町の条例で決めてるから、どうにもならんのかなあとは思うんですけども、町の条例だけでいいのであれば、これを少しこう改善して、見直して、そのボロって言うとはおかしいですけども、古くなった、2、30年して古くなった建物については、収入によってじゃなくて、少しこう安くするとか、そういったこの見直しは出来ないんですかね。お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

家賃に関しては、公営住宅法で定められておりまして、収入基準が15万8,000

円以下というふうに定められております。また、水の下の住宅に関しましては、鉄筋コンクリート造のため、耐用年数、使用期間が50年と定められておりますので、それまでは、家賃は低減できないんじゃないかと思っております。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） 今言っているのは、その上位法で縛られてるから、町の条例はその下だからできないと、こういうことなんですか。確認のためお尋ねします。

議長（今田光弘） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） 上位法の公営住宅法から持って来ております。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） もうこれ以上ちょっと質問しませんが、上位法なら仕方ないと、こういうふうに考えられるわけなんですけども、まあ…あの家を見ておったらですね、もうほんと爆裂する、ちょっとこう手直しばせないかんやなかるかなあと思ったんですよね。私ね。しかし、その住人は…なんか言ってるんですか？あの、質問してる時にはちょっといろいろ言わないでください。どこまで言うたかね。その住人が言うにはですね、あの、そういうふうにこう壁が剥がれておっても、自分はもう我慢して住みたいんだと。しかし、給料といますかね、収入がたった1万か2万上がっただけで、さっき言った、その限度をちょっと超えたから上がると。例えば、いくらやったですかね、2万7,000円のところを4万近く上がったとか、そういうふうな話であつたけれど、今あっちこっち見つけてるんだと、代わりのところを。しかし、なかなか見つからんと。3月いっぱいには出ていかないかんけれど、どうすればいいのかなと、こういうふうなことなんですよね。こういった人達を、困った人達をですね救済する方法はないんですかね。おまけにあそこは、先ほど私も言ったように、3人かいくらかがもう退所して、入れ替わり立ち代わり来たけども、ちょっとそういうふうにして、住みたくない、あるいは家賃が高いからということで出ていったとか、現在3件程空いてますんで、空いてるのを黙ってその家賃も入ってこないからですね、出ていかすよりも、そのどうにかしてその人達を住ませるといのが、こう得策ではないかなと思いますけども、上位法と言われればしょうがないからですね、これで質問はやめますけども、もういつぺん何かいい方策があれば答弁していただきたいなというふうに思います。

議長（今田光弘） はい、続けます。使用料及び手数料、ほかにございませんか。 黒崎政美議員

4番（黒崎政美） あの、今の浦議員の質問に関しますけども、前年度の収入で家賃が変わっていくと、そういう事態が、それによってどういう事態が起きているかちゅうとをご存知ですか。今、町営住宅が毎年上がっていく、そん

ならほかに家を買うよと、ほで、買い手が何軒も、古か話ですけど、六島が大量に行った、自分の土地にやって、家賃が7万も8万も上がってきた、やっておられんと。ほで、佐世保あたりに住宅を用意して、そこに移ったと。だから、その公営住宅法を、なんかないのかなと。だから、住民は困ってるんですよ。私の関係するところを「売ってくれ。」っち。「どげんしたんな。」「家賃の高なるけんやっておられん。」ち。なんで町営住宅に4万も5万も6万も払わんならんとかと。そういう声が、数名ですけど、住民の中に上がっていると。福岡や佐世保よりも家賃が高いじゃないかと。だから、人口減、人口を増やそうというさなかにそういう事が起きているということなんですよ。だから、もうちょっとなんか知恵はないのかなと。考えてみなさいよ。6万7万払えば、佐世保・福岡で借りられるんですよ。なぜ、小さい小値賀の島に、そういう事が起きているのかと。私も笛吹に関連するところが2軒ありますけども、「売ってくれんか。」「どういうことな。」と。おかしいと思いませんか。だから、もうちょっと知恵を出して、もう最低の場合はいろいろ言われてくるけれども、六島が現に災害があった。自分の土地に町に建ててもろうた。国かな。家賃が7万も8万もやっておられんち、もう俺の友達も佐世保にながれよる。そういうケースもあるんだと、前にね。今まさに、あの小浜町住宅あたりでも、そういうことが起きているんですよ。「家ば買うた方がましばい。」ち。だから、もうちょっと知恵を出して、公営住宅法云々ちゅうのもわかりますけれども、それを打破させるためにどういう工夫ができるかなと、そういうことも考えて欲しいと、どこかに抜け道はあるはずなんですよ。私は是非ともそういうことで、やって欲しいと。前、2万か3万かで借りた家賃を、その倍もいくらか払わんならんとごとなつたっち。そんならよその家に行くよと、どっかおつとこなかろうかっち、当然の話して、そういう事態が起きないように、工夫してほしいと、人口減にも繋がりますよ。

議長（今田光弘） はい、休憩します。

— 休憩 午前 11 時 4 分 —  
— 再開 午前 11 時 14 分 —

議長（今田光弘） 再開します。

建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、空いてる住宅があることと、住宅料が高くなって町営住宅を出ていらっしゃる方が多くいらっしゃることは知っております。そのため、その町営住宅を使いやすくするために、町有住宅ということで、用途を変更するというようなことも検討しております。そのためには今後、国の補

助金、起債等の繰上償還というのも絡んできますので、建物の残存価格と償還、そういうものを計算しながら、できるだけ皆さんに住宅に安く入っていただくような施策を検討してまいりたいと考えております。

**議長（今田光弘）** よろしいですか。 **黒崎政美議員**

**4番（黒崎政美）** あの私はそれを咎めているわけじゃないんですよ。そういう事態が起きているんだから、もうちょっとなんか工夫する方法があるんじゃないかということですよ。公営住宅法を無視しろと言わんとですよ。町でなんとか考えて欲しいということだけで、どうだこうだって私は言ってないんです。それだけです。

**議長（今田光弘）** 町長お答えいただけますか。最後に…。 **町長**

**町長（西村久之）** え、あのご意見は十分わかりましたので、あの役場の中もですね、いろいろ県とも協議をさせていただいて、皆さんが使いやすいような住宅の方へ移行できないかということの検討に入らせていただきたいと思います。

**議長（今田光弘）** 使用料及び手数料、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら、次、国庫支出金。

第14款・国庫支出金、です。 **浦英明議員**

**6番（浦英明）** 1項、1目・民生費国庫負担金の、8節・生活保護負担金ですけど、これがですね、負担金は生活扶助負担金が、当初が1,022万2,000円で、今回が19万3,000円の減額をして、1,002万9,000円の見込みというふうになっております。それから、医療費扶助、この分が当初が1,693万2,000円で、今回の減額、282万2,000円で、1,411万の見込みというふうになっております。それから介護扶助費、これが、当初が27万5,000円で、今回5万7,000円増額して、33万2,000円の見込みになろうかと、こういうふうにご存じますけれども、えーとこれ2年度がですね、3,201万2,000円だったのでですね、全体的には3年度見込みから引きますと、約744万8,000円程の減額になると、こういうふうにご存じなんですけれども、その数字の確認とその内容についてお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、それぞれ生活扶助・医療扶助・介護扶助につきましては、議員おっしゃった数字で間違いございません。まあその…今回のこの補正の内容につきましてはですね、実績に応じた形での、増額・減額というふうになっておるんですけども、実際のところですね、前年度に比べまして、生活保護となっているその世帯、ケースにつきましては、1世帯、1ケース増えて

おります。合わせて、受給者数も 31 名から 33 名というところで、2 名増えておりまして、そのところで単純に件数、並びにその受給者が増えたというところでは判断できませんが、そこに応じて医療扶助等につきましては、入院の方が今回減ったというところもございまして、そういうところで、今年度の実績に応じた形での補正というふうになっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** 歳入歳出ですね、割ってみますとですね、これ私が割ったんで数字的にはちょっと確かではないかなあとと思いますんで、蓄積していただければなあと思うんですけども、元年度が 85%、2 年度が 78%、というふうにこう下がって来ておるわけなんですね。率がですね。だいたい前は、これは全額交付税措置でされるというふうなことを聞いておったんですけども、いつからか負担金が自治体も出すようになってきておるんですけども、そこらあたりについてお尋ねをします。

**議長（今田光弘）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

この生活保護に関する、その負担割合につきましては、4 分の 3 が補助金でございまして、残り 4 分の 1 が町の負担となっております。ただ、その 4 分の 1 に関してですね、交付税措置ということになっておりますので、一応負担割合としてはそういうふうになっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** 歳入から歳出を割った数字を、私さっき言ったんですけどですね、私の数字の積み増しが間違っておったかわかりませんので、それで結構です。それでですね、先ほど、31 名から 33 名で 2 名増えた、というふうにこう言われたかと思うんですけども、ですね。あの金額的にはなんかこう減ってきてるんで、それで私はこの生活保護受給者も、減ったのではなかろうかなあと、というふうに思ったんですけども、私の勘違いだったと思います。それで、あの新聞でもですね、やっぱりあの書いておりました。コロナ禍等でやっぱその生活保護受給者が大幅に増えておると、こういうことを書かれておりました。それで、確認のためもう一度お聞きしますけども、金額ベースでは減ってるのに、生活保護受給者は増えていると、2 名増えていると、これが事実なんですかね。確認のためお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

扶助費に関しましてはですね、特にその生活扶助等につきましては、世帯によってその収入がある場合は、当然その分、差し引いた形での給付となりますので、単純に、人数が増えたからといってですね、生活扶助とかっていうのも



増えるとかっていうのでもなく、家庭の収入状況であるとか家族構成によって変わってきますので、今回は減っているということになります。また医療費扶助につきましてもですね、入院等が1人発生すると月30万40万という形での給付費が増えてまいりますので、そのあたりも年度によって変動してまいります。

**議長（今田光弘）** 国庫支出金、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら、次に移ります。

第15款・県支出金

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 県補助金のこれは、4目1節のですね、機構集積協力金交付事業費補助金199万4,000円の、これの内容を尋ねたいと思います。2年度は農地集積の分はですね、これはあの集約化ということで170万円と、それから機構集積事業、これが146万1,000円だったのでですね、ここがちょっとわからないんで、この県補助金の199万4,000円、この内容をお尋ねいたします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

これはですね、あの農地中間管理事業を活用して、その成果が20%を超えた事業に関してですね、地域集積協力金として、集落に交付金が交付されるもので、当初予算とかではわからない部分を、実績としてこういう最終的に交付されるものでございます。

**議長（今田光弘）** 県支出金、ほかにございませんか。

宮崎良保議員

**3番（宮崎良保）** 総務費の県負担金でですね、長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業交付金が946万7,000円減額となっております。この雇用拡充事業については計画通り推移して尚且つこんなに減額するようになったのか、その理由を伺います。

**議長（今田光弘）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（松崎久幸）** お答えいたします。

計画通りというかですね、交付決定額に基づいて減額措置をしたものとなっておりますので、申請通りの交付決定となっております。

**議長（今田光弘）** 県支出金、ほかにございませんか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** これは2節の林業費補助金ですね、ここであの…松くい虫防除損失補償金（地上散布）256万6,000円と、こういうふうに増額補正がされております。この内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 休憩します。

— 休憩 午前 11 時 26 分 —

— 再開 午前 11 時 27 分 —

議長（今田光弘） 再開します。 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

実績に応じた分で、2回目の対策が補助対象となったためでございます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） 2回目が補助対象となったということであれば、その2回目というのが、その前に遡って、今回その分を、ここで補助を付けたということになるんですか、お尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

遡ってではなくてですね、2回目の対策分が補助対象となったことによるものでございます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） さっき言ったように、これ繰越してやる分じゃなかでしょう。これ歳出じゃないから、そこをちょっと聞くわけにはいかんでしょうけども、ここで補助が付くっちゃうことは、今から地上散布をやるというふうなことに、私は思えてなるんですけど、私のちょっと飲み込めないのかなあ、そこあたりは…。もういっぺんお尋ねします。

議長（今田光弘） 休憩します。

— 休憩 午前 11 時 30 分 —

— 再開 午前 11 時 30 分 —

議長（今田光弘） 再開します。 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

議員おっしゃるとおりです。

議長（今田光弘） ほかにございませんか、県支出金。 宮崎良保議員

3番（宮崎良保） 8目の教育費補助金でですね、指定文化財保存整備事業補助金として、旧小西住宅保存修理が76万2,000円増額をされております。この内容の説明をお願いします。

議長（今田光弘） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

この分につきましては、記載のとおりですね、旧小西家の住宅保存修理に掛かる事業費に対しまして、今回、県費が、付いたということで、計上させていただいております。

議長（今田光弘） 宮崎良保議員

3番（宮崎良保） この県費が付いたということで、大変修理に前進したのかなと思いますけれども、その修理内容については何か具体的には計画はありますか伺います。

議長（今田光弘） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

これにつきましては、現在、あの検討部会というあの民間の方を入れたですね、方で、先日たしか現地を見た後に検討会というのを行ったと聞いております。専門家も入れた形です、意見交換をしたということで、活用方法については今後ですね、地域の皆さんと意見を出し合いながら、この伝統ある小西家の活用については協議してまいりたいと考えております。

議長（今田光弘） よろしいですか。

県支出金、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） ないようでしたら、第16款・財産収入

財産収入ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 次にいきます。

第17款・寄附金

寄附金についてございませんか、質疑。

黒崎政美議員

4番（黒崎政美） 一般寄附金で、600万減額補正になってますけども、総務課長の話では、あくまでも見積もりだと。その見積もった、減額した理由は何ですか。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

ふるさと寄附金については、12月の定例会の時に増額…あの9月までの伸び率からだいたい160%伸びておりました。それに応じて、5,400万程寄附金を見込んでですね、増額補正させていただいたんですけども、その後ですね、10月から12月の実績、伸びてはおるんですけども、伸び率が120%を40%下回る形で、一番その10月から12月が寄附金の多い時期であります。これあの寄附金控除とかなんかを受けれる年度末に、そこに飛び込みで入って来るというのも、ちょっと考えられてまして、その時が120%の見込みがちょっと40%程違ってきております。もうひとつの原因がですね、うちがあの生産地であることで、和牛の肉の返礼品を行っておりますけども、これが生産地じゃなくとも、県内でもどこの市町村でも肉の返礼品ができるようになったというのも、なんかひとつの原因に考えられております。それに応じて、実際見込んだ金額よりも600

万、ちょっと当初よりも、当初というか12月の補正時点よりも見込みが甘かったという形で、ちょっと今回補正をさせていただいております。

議長（今田光弘） 寄附金、ほかにございませんか。 浦 英明議員

6番（浦 英明） えーとあの牛肉につきましては、長崎県産和牛、和牛でなくてもいいんですけど、しか該当しないということ、前言っておったんですけども、今の答弁ではよそのやつでもいいと、他県の牛でもいいと、そういうことだったんですかね。確認のためお尋ねします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

そういうわけじゃなくてですね、あの長崎和牛をですね、本来やったら町内の生産地、小値賀町は生産地になります。新上五島町は生産地というような形ではないと思いますけど、そういった生産地じゃないところ県内の市町村であれば、長崎和牛を返礼品として認めますというふうになりましたので、そういったところで、他の市町村でも、返礼品が長崎和牛をできるようになったことで、小値賀町じゃなくても和牛取れるんじゃないかということで、違うところに流れたというのもちよっと考えられておりますので、まあそういったのが原因で、今回ちょっと寄附金が、少し伸び率が下がったというの、少し考えられております。

議長（今田光弘） 休憩します。

— 休憩	午前	11 時	36 分	—
— 再開	午前	11 時	36 分	—

議長（今田光弘） 再開します。

寄附金、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 次に進みます。

第18款・繰入金

浦 英明議員

6番（浦 英明） 繰入金、1目の財政調整基金繰入金は、2,683万7,000円減額されておまして、これは当初からずっと差し引きしてきますと、この分はもう0になったようであります。それである、この基金のですね残高見込みについて、後でこれあの歳出の方で積立金も1,415万4,000円出てきますけども、それも足した、含めた金額ですね。要するに、3年度残高見込みをお尋ねします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

一般会計の合計という形でお伝えさせていただきます。30億7,819万573円になります。特別会計も入れてですね、32億1,384万9,208円となります。

議長（今田光弘） よろしいですか。

繰入金、ほかにございませんか。

黒崎政美議員

4番（黒崎政美） あの、説明は受けたんですけども、財政調整基金繰入金2,683万7,000円減額して、繰り戻し云々っていうような説明がありましたけれども、よくちょっと理解できませんでしたので、もう一回説明をお願いします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

財政調整基金繰入金は、一般財源として町の財源が不足した時に、財政調整基金を取り崩して財源として充てるものでございます。今回3月、今回の補正におきましては、一般会計の旅費とか人件費、その他諸々で、一般財源がある程度減額になり、財政調整基金を取り崩すまでもないので、基金の方に一旦繰り入れたものを、繰り入れて予算計上してたものを戻すという形を取らせていただいております。

議長（今田光弘） よろしいですか。

繰入金、ほかにございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 次にいきます。

第20款・諸収入

諸収入、よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 第21款・町債

町債、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 町債がないようですので、ここで休憩いたします。

— 休憩 午前 11 時 41 分 —  
— 再開 午後 13 時 28 分 —

議長（今田光弘） 再開します。

歳出に移ります。

第1款・議会費

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 次に移ります。

第2款・総務費

15ページから21ページまであります。

総務費、ございませんか。浦英明議員

6番(浦英明) 1項5目・財産管理費、10節・需用費で、光熱水費が596万1,000円の減額となっております。この内容をお尋ねします。

議長(今田光弘) 総務課長

総務課長(谷元芳久) お答えいたします。

この光熱費は電気料でありまして、小値賀港新ターミナルビルのボーディングブリッジの建設に伴い、その電気料をですね、契約料のだいたい最大値を見込んで予算化しておりました。まああの初めてのことでしたので、実績に応じて今回金額を落とさせていただいております。

議長(今田光弘) ほかにございませんか。

総務費。浦英明議員

6番(浦英明) その次のページですね、6目の企画費、これである…体験プログラム制作業務委託料が100万、これ当初予算全部減額しておりますので、この内容をお尋ねします。

議長(今田光弘) 総務課長

総務課長(谷元芳久) お答えいたします。

この体験プログラム制作業務委託料は、地域おこし協力隊のインターン事業、2週間から3カ月のインターン事業を、本年度から開始しておりますけども、そのプログラムをですね、ITなり民間の事業者の方にプログラムを委託してやろうとしておりましたけども、コロナの中で、まあそういった委託の契約もできなくて、自前でですね、小値賀町の方で、産業振興課であったり総務課であったりですね、各課の方で対応しきれましたので、今回このプログラムの業務委託料は全額落とさせていただいております。

議長(今田光弘) 総務費、ほかにありませんか。浦英明議員

6番(浦英明) 15目の7節・報償費、営業時間短縮協力金1,197万円の増額の内容を。

議長(今田光弘) 産業振興課理事

産業振興課理事(松崎久幸) お答えいたします。

こちらの営業時間短縮協力金につきましては、2月の14日から3月の6日まで、まん延防止等の影響によって、営業時間を短縮した飲食店に対して協力金を支給するものとなっております。

議長(今田光弘) 浦英明議員

6番(浦英明) その具体的な内容をお尋ねします。

議長(今田光弘) 産業振興課理事

**産業振興課理事（松崎久幸）** お答えいたします。

第4期と同様にですね、売上高に応じて協力金を支給しております。こちらが3万円×21日分で、1件あたり63万円の支給となっております。

**議長（今田光弘）** ほかにありませんか。 **浦 英明議員**

**6番（浦 英明）** 今のちょっと書き留めきれなかったけれども、その算出根拠で、この1,197万になるんですか。確認のためお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（松崎久幸）** お答えいたします。

3万円×21日分で、1店舗あたり63万円です。こちらに対して19店舗を見込んでおりますので、こちらを掛け合わせると1,197万円となるということになります。

**議長（今田光弘）** よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

総務費、21ページまであります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら次にいきます。

第2款・民生費

21ページからです。24ページまで。

**浦 英明議員**

**6番（浦 英明）** 1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費、これの18節の負担金補助で、後期高齢者医療給付費負担金、これが655万6,000円の減額となっております。この内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 住民課長

**住民課長（橋本博明）** お答えいたします。

これは、後期高齢者の医療給付に掛かる町負担金でありまして、実績見込みによる減額となっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** この実績見込みといいますのは、えーとこれを引いて、この金額は3年が3,511万4,000円になるのかな。それで、あの2年度が3,476万5,000円だから、620万7,000円の減と、こういうふうになる見込みだと思いますけども、お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 住民課長

**住民課長（橋本博明）** お答えいたします。

現在の予算額が3,511万4,000円で、実績見込みとしましては2,855万8,000を見込んでありまして、その差が655万6,000円の減額となっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** あの、もう質問しませんけども、ちょっと金額的に合って

なかったものですから、些細なものですからいいんですけども、2年度が3,476万5,000円ですから、その比較したやつが620万7,000円減で2,855万8,000円と、私の積み上げではなる見込みですけども、先ほど655万6,000円減と言われましたから、これあの減額してそういうふうになるということですので、私が2年度比の減額が620万7,000円というふうになるんですけど、確認のためお尋ねします。

議長（今田光弘） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） えーとですね、2年度の数字をちょっと今持ち合わせておりませんので、確認して後ほどお答えさせていただきます。

議長（今田光弘） ほかにございませんか。 浦 英明議員

6番（浦 英明） 1項4目の19節・扶助費、障害者自立支援給付費、これがあの668万円の増額というふうになっております。これは、歳入で言うたかな、どっかで言うたけども、グループホームに1名入所したためと、こういうふうなどっかで説明があったと思いますけども、1名入るだけでこんなに増えるわけですかね。確認のためお尋ねします。

議長（今田光弘） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

提案理由の際にご説明をさせていただきましたけども、この分に関しましては、1名のグループホームの入所に加えてですね、その障害の認定の区分が上がった方が2名おられます。そういうところで、区分認定が上がったことによる増と、グループホームに入所したというところでの増額でございます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） 細かな話で申し訳ありませんが、1名分及びその区分増、こういったのがちょっとわかりませんか。金額的にお尋ねします。

議長（今田光弘） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） すいません、細かい数字につきましては、ちょっと手元にございませんで、後ほど答弁させていただきます。

議長（今田光弘） 民生費、ほかにございませんか。 浦 英明議員

6番（浦 英明） 3項・生活保護費、これの1節・報酬、5万1,000円計上されております。この内容についてお尋ねします。

議長（今田光弘） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

この分につきましては、生活困窮者自立相談支援員ということで、会計年度任用職員で一応配置しておりますけども、この方の人件費におきまして、当初、一応設定しておりました給料から、当初あのあくまでも見込みでやっておりますので、実績の給与の分の差額分を増額させていただいております。



議長（今田光弘） 民生費、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） ほかにないようでしたら、次に進みます。

第4款・衛生費

衛生費、ご質疑ありませんか。

浦 英明議員

6番（浦 英明） 2目・予防費、17節・備品購入費 415万2,000円の減額というふうになっておりますので、この内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 住民課長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

車両の購入を予定しておりましたが、社会福祉協議会が運営しております移送サービスの利用によりまして、接種対象者の移送を行いましたので、車両の購入を取りやめるものでございます。

議長（今田光弘） 衛生費、ほかにございませんか。

浦 英明議員

6番（浦 英明） 2項・清掃費、17節・備品購入費、最終処分場の木材破砕機 3,200万、これはどこかでこう説明があったみたいですけども、購入を中止したというようなことであつたんですけども、これをもう少し詳しく内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

この予算は、最終処分場へ仮置きしています、家屋廃材の処理を進めるために、木材破砕機等の購入費用を、本年度予算、当初予算に計上させていただいておりました。家屋廃材を破砕したもので、そのチップをですね、防草材として利用していく計画でありましたけども、実施に向けた段階で、その保健所とか県関係機関と相談をしまして、建築廃材についてはその防腐剤とか合成樹脂が付着しておりますので、チップ化して防草材として利用するのは望ましくないというような回答がありました。それから、その重機の操作のできるオペレーターを募集して、2台体制で雑木とかそういったところも木材を破砕するような考え方も持ってたんですけども、募集をかけましたがそのオペレーターの応募もなかったということで、本年度は、もう木材破砕機の購入を断念したということで、今回落とさせていただいております。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） その詳細に説明してもらった内容は、当初予算の折に聞いておりますんで、詳しくわかっております。それで、あの今回 3,200万減額してますけども、当初予算が 4,400万円だったので、少し残ってるのかな、何に使ったのかなと思ったんですけど、まあ途中で減額補正をしておれば、0になるのかなあと思うんですけども、そこらあたりがちよつとわからないもんです

から、お尋ねします。

**議長（今田光弘） 建設課長**

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

先ほど、浦議員さんがおっしゃった 4,400 万の金額ですけど、最終処分場にバックフォアが 1 台ありますが、このバックフォア自体が老朽化しているということで、その購入費 1,160 万を使っております。その残額としまして、3,200 万が木材破砕機とバックフォアの入札差金ということで 3,200 万の減額ということになっております。

**議長（今田光弘） 浦 英明議員**

**6 番（浦 英明）** はい、わかりました。

それで、その下ですけども、可燃ごみの島外搬出負担金、これが 1,362 万 3,000 円の減額されておりますので、これについても内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘） 建設課長**

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

令和 3 年度の補正 1 号によりまして、補正をさせていただいております。その時は、過去 3 年間のごみ焼却量の 4 月から 9 月までの 6 カ月分を計上して、400 トンで計上しておりました。実施に於いては、その實際上五島へ搬出できる時期が、4 月 15 日からということで、供用開始が遅れたということと、ごみ焼却場の再稼働につきまして、収集ごみ・生ごみ等を使いまして、運転調整をしなければいけなかったこと、また、西目最終処分場に仮置きしております、その可燃ごみを焼却する際の調整材として、収集ごみ・生ごみを使ったということで、島外搬出の数量が伸びなかったということが原因で、金額の方が 1,440 万 5,205 円ということで、残額の 1,362 万 3,000 円を今回補正するものであります。

**議長（今田光弘）** ほかにございませんか。

浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** えーとその下の、2 目のし尿処理費の 10 節・需用費 200 万燃料費が補正されておりますので、その増額についてお尋ねします。

**議長（今田光弘） 建設課長**

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

皆様ご存じのとおり、燃油価格の高騰があっております。し尿処理場はその A 重油を使いまして、し尿の脱水乾燥をする業務が主となっております。そうした中、1 年間平均で 22 円程重油 A が上がっております。これを、実績見込みで考えますと、約 200 万、今のところ不足しているということで、今回補正をお願いするものでございます。

**議長（今田光弘）** 衛生費、ほかにございませんか。

衛生費、よろしいでしょうか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(今田光弘) それでは、次に進めます。

第5款・農林水産業費

農林水産業費はちょっと長くなりますので、1項の農業費、農林水産業費の中の農業費だけ、30ページまでですが、その中でお願いいたします。

農業費

質疑ございませんか。

浦 英明議員

6番(浦 英明) 2目の農業総務費の給料112万1,000円、ここで増額補正されておりますので、この内容をお尋ねします。

議長(今田光弘) 産業振興課長

産業振興課長(博多屋雄一郎) お答えします。

これに関しては、2号補正でこう4名で計算していたんですけれども、獣医師をはじめとする6名の給料になりましたので、増額しているものでございます。

議長(今田光弘) 浦 英明議員

6番(浦 英明) ちょっとよくわからなかったんで、獣医師を含めて6名というふうな説明ですかね。獣医師はそしたら何名いるんですかね。

議長(今田光弘) 産業振興課長

産業振興課長(博多屋雄一郎) お答えします。

獣医師1名です。で、その他の職員分を1名で、4名見込んでいた分を6名にしたものでございます。

議長(今田光弘) 浦 英明議員

6番(浦 英明) 獣医師につきましては、極端に言ったら、正規な人が1名だということであろうと思いますけども、獣医師についてはちょっと宇久島の人とか、あるいは元役場におった、何ちゅうかなあ石橋さんか、そういった人達を派遣して、派遣してっていうか小値賀の方に来てもらって、やっておるようなんですけども、医師1名体制でできなければ2名体制で、こうするというような考えはないんですかね。お尋ねします。

議長(今田光弘) 産業振興課長

産業振興課長(博多屋雄一郎) お答えします。

獣医師に関しては、現在、職員としては1名採用しております。で、今後です、7月からもう1名採用予定でございます。

議長(今田光弘) 農業費、ほかにございませんか。

浦 英明議員

6番(浦 英明) 農業振興費で、従来はイノシシの捕獲報奨金が出てくるわけなんですけども、7節の報償費です、例えばあの元年は120頭、2年は123頭でありまして、今年度の見込みは今現在でどのくらいなのかお尋ねをしま

す。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

あと20日位しかないので、そこをちょっと0と見込みまして、現在166頭で  
ございます。

**議長（今田光弘）** 農業費、ほかにございませんか。

30ページまであります。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** ページ数で言います。28ページのですね、上から2番目の  
12節・委託料で、地域おこし協力隊（農業研修生）の業務委託料が380万減額  
されております。これは当初で480万とあったんですけども、これがこう大幅  
に削減してますんで、その内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

議員おっしゃるとおり480万円で予算化させていただいておりました。これ  
は、2名分の地域おこし協力隊でございますけれども、この分を全額、減額補  
正するものです。しかし、獣医師のですね、委託料が勤務の都合上不足するこ  
とになりましたので、その委託料の方に流用させていただいているものでご  
ざいます。

**議長（今田光弘）** 農業費、ほかにございませんか。

農業費、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** はい、それでは次に移ります。

林業費 30ページです。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 委託料、海岸流木処理業務委託料、500万の減額は、えーと  
これはあの業者に委託してやると、要するにあの海岸漂着物ですかね、これを  
回収する業者にしてもらおうということで、全部減額したということでありませ  
んけども、当初予算の折、私も質問したんですけども、どういったイメージで回  
収をするのかと。例えば、今度業者になりましたんで、船で前はするって言っ  
ていたから、船だったらば、まあいろいろ船は持ってますでしょうから業者も、  
細川建設だったらば、あの太か船があるから、あれでするとしたらば、近くま  
であれで行けんかなあ、やっぱ大きいから。やっぱ、イメージについてちょっ  
とお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

これは、海岸に倒れたりしてて、満潮時とかに流れたりするようなものを処  
理するような事業、まあ海岸線の事業と思っていただければわかりやすいかと

思います。そういう事業でございまして、建設課のですね、海岸漂着物の事業と一緒にやれないかということ、この500万の委託料ですね、業者に打診したところ、もう業者から、手一杯で無理だということで、まあ事業のスキームは先ほど申したとおりなんですけども、この事業自体500万全額落とさせていただいているところです。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） そんな説明やったですかね。これは、これはなんか、海岸漂着物の回収をする業者がやるから、これについては全部減額したとこういうような説明を聞いたと思うんですけど、私の勘違いですかね。再度お尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） 私がちょっと、私が思っているところというかは、先ほど答弁したとおりですので、ちょっと後ほど、調べてから後ほど答弁させていただきます。

議長（今田光弘） 休憩をお願いします。休憩します。

— 休憩	午後	1 時 57 分	—
— 再開	午後	2 時 01 分	—

議長（今田光弘） 再開します。

産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

事業のスキームとしましては、先ほど私が申したとおり、海岸にある倒木を処理するということでございます。で、今年度は、全額もう減額補正をさせていただきますので、来年度、また新たに実施したいと考えております。

議長（今田光弘） 林業費、ほかにございませんか。 浦 英明議員

6番（浦 英明） ま、些細なことではありますが、この国庫支出金のところに、151万4,000円の特定財源が記載されております。それで、これ歳入の方で見ますとですね、151万3,000円というふうになっておったんですけども、私があと1,000円を見つけきれないのかなあと思ひまして、些細なことではありますが、お尋ねします。

議長（今田光弘） 休憩します。

— 休憩	午後	2 時 03 分	—
— 再開	午後	2 時 03 分	—

議長（今田光弘） 再開します。

産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

これに関しましては、権限移譲交付金分が1,000円その他にございます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） じゃあ、ここはあの…ん？ちょっと待てよ、ちょっとどう  
いうことかな、ちょっと待てよ。1,000円は1,000円だけど…ん？その1,000円  
を含めて151万4,000円で上げたということですか。お尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

そうです、えっとですね、充当の内訳を申しますと、森林病虫害の、森林病  
害虫等の防除事業補助金、樹幹注入分がですねマイナスの51万7,000円で、松  
くい虫防除損失補償金、空中散布の分がマイナスの53万6,000円で、続きまし  
て、松くい虫防除損失補償金の地上散布分がプラスの256万6,000円で、長崎  
県権限移譲交付金がプラスの1,000円、以上でございます。

議長（今田光弘） 休憩します。

— 休憩 午後 2 時 06 分 —  
— 再開 午後 2 時 07 分 —

議長（今田光弘） 再開します。

林業費、ほかにございませんか。

はい、それでは次に移ります。

水産業費。34ページまであります。

31ページから34ページです。

浦 英明議員

6番（浦 英明） 2目水産振興費、12節委託料、地域おこし協力隊（担い手  
公社派遣）が240万、それから漁業研修生が194万7,000円、それぞれ減額さ  
れております。この分の内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

240万円の減は、1名分の予算組をしていたんですけれども、希望者がなかつ  
たため、全額減額するものでございます。で、次の、漁業研修、地域おこし協  
力隊漁業研修の分に関しても、1名分の予算化でですね、本来なら240万円の  
減額とあるべきところなんです、他の事業の委託料へ、節内流用しているも  
ので、こういうふうな減額金と、減額となっております。

議長（今田光弘） 水産業費、ほかにございませんか。 末永一朗議員

5番（末永一朗） 31ページの7項の報償費の中で、六島の漁港内の藻場の回  
復実証がありますが、この中身、仕事の内容を教えてください。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

これはですね、県からの委託事業でございまして、六島漁港に網仕切りをして、その網仕切りの中で藻場を、藻を繁網していくという実験というか、そういうこと、実証実験をしております。で、経過としましては、かなり良好で、藻がですね、やっぱ食害がない分、網仕切りをしておりますので、食害がないので、藻は成長しているというところで、というところですよ。

議長（今田光弘） よろしいですか。

末永一朗議員

5番（末永一朗） この前の話だと、なんかもう藻場が回復して、あの5月頃はそれを刈り取って、こっちの本土の方の方に網で入れるようなことを言っていたんですが、それはできる状況でしょうか。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

その藻の地先への移動のことですけれども、一応できるよう、できるぐらいへの成長は見て取れてます。でですね、実際しているんですけど、実際稗崎の方に移植してはいるんですけども、ちょっとそのですね、経過観察はまだ行われていない状況でございまして。

議長（今田光弘） ほかにございせんか。

浦 英明議員

6番（浦 英明） それに関連して、ちょっと質問いたしますけども、あの私ちょっと、大敷の方にちょっと用があつてですね、行ってちょっとあわび種苗センターに寄ったところ、北海道の方から大学の先生っていうんですかね、先生じゃなくて業者だったのかな、業者の方が何人か来ておつて、そしてあの「何をしておるんですか。」と、ちょっと聞いたら、いやあの…藻場の調査ということで、種を取ってそしてそれを自分ところに持ち帰って、そしてまたそれをこっちのなんか種付けちゅうか、そのそういったみたいなことをなんか言っていたみたいなんですけども、私もちょっと忙しかったから、はっきりよくは聞かなかったんですけど、その辺なんかこうわかるのであれば、お尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えします。

議員おっしゃるとおりですね、種を持って来て、それを沖のですね、沈めた漁礁といいますかコンクリートですね、そっちの方にこう植えていくような作業をしていただいております。で、定期的に小値賀にみえて、その経過観察を行っております。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） それでちょっと思い出したんですけども、またあの漁協に行った時に、あの協力隊の何ていう人かなあの人は、山本君ですかね、ダイビン

グをしている。あの人にちょっとこういういろいろ話を聞いておったところ、あの漁礁の方に、今言ったようにその種を移し替えてると、それはどこですか、ちゅうたら、浜津ですと。浜津には固定したその漁礁というかその中に入れるやつが何個かあるですもんね。その中に移して、こうやっているのかなあというようなことを言うたんですが、その件をひとつと、さっきのこと、ちょっと言葉足らずで、質問しにくかったですけども、その大学の先生…その業者の方が、その種を持って帰って、またこちらの方に移すと、それをもしかしたら六島の方の網仕切りしたところにもするのではなかろうかと、こういうふうにかう思ったもんですから、その2つお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

1点目の件に関しては、議員おっしゃるとおり、浜津の沈めたコンクリートのところで実証実験を行っているものでございます。で、2点目の件についても、議員おっしゃるとおりでございます。で、六島の方にも植樹というか、はいそれを、六島の方にも行っているものでございます。で、あとですね、ちょっとすいません、末永議員の質問にお答えしてなかったんですけど、六島漁港の藻場回復実証事業の謝礼金なんですけれども、まあこれは、何に使っているのかということではですね、えーと潜水士への謝礼と、あとそこの現地ではですね、会長さんに、その現場の監視というか、そういうのを、毎日の監視をお願いしておりますので、その分の謝礼金でございます。

**議長（今田光弘）** よろしいでしょうか。

水産業費、ほかにございませんか。

32 ページ・33 ページとあります。

水産業費、よろしいでしょうか。

末永一朗議員

**5 番（末永一朗）** 33 ページの需用費の 10 節の修繕費の中の 107 万 5,000 円あるってすよ。この経過を教えてください。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

この件に関しては、種苗センターの修繕料でございます。で、種苗センターの修繕料でございますね、ポンプの修繕とか、藻場のポンプの修繕、まあ…ポンプの修繕等に使う修繕料でございます。で、各年の平均で予算化していたんですけども、令和3年はそこまで修繕がなかったというところで、減額させていただいております。

**議長（今田光弘）** 水産業費、ほかにございませんか。

浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** その下の 12 節の委託料でございますね、あわび館の利活用工事設計業務委託料、これが 100 万円減額されておりますけども、この内容について



お尋ねをします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

これに関しては、あわび館の利活用について、計画ではですね、利活用の計画を立てまして、基本設計まで令和3年度中に行う予定としておりました。それも、町民の声を聞いてというところで、その町民の声を聞いていく中で、まだ令和4年度に、令和3年度でちょっと計画もまとまらなくてですね、令和4年度にもこうまた話し合いとか協議を行いながら、また考えたいということになりましたので、そうですね、考えたいということになりましたので、基本設計まではできないということになりました。で、その分を減額補正させていただきます。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 4年度もするということのございますけども、あの、この話し合いといいますかね、私も当初行ったんですけど、1回目。あの話の内容が全然伝わってこんのですね。例えば小学生、小学生はいなかったのかなあ、中学生・高校生あたりにですね、質問を、質問ではなくてクイズを出してですね、まあ和気あいあいにやっている。そのようにして、和気あいあいやるような、そのことかなあと私は思ったんですね。もう少しこう熱心にやってくればよかったなあと思ったんですけど、私はもう聞いておって、ちょっと不愉快になって帰ってきました。それからもう行かになりましたんですけども、実際こう、どういうふうにか描いてるんですかね。それは、やっぱこの人達が決めるんだから、ちゅうことを言われたらそれまでですけど、そもそもどうしてこういったその会議をするようになったんですかね。私はそこんこのいきさつはちょっとわからないもんですから、町長にお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。すいません、あの町長にというところですけど、私もその旨伺ってますので、私の方から回答、答弁させていただきます。

まず、そのワイワイとかいうところはですね、一応そういうところを仕切る人をですね、仕切る人を委託してるわけでございまして、そういうですね、ワーキンググループの、ワーキングのトークのやっていき方、進め方で、やっぱそういう関係ないところもやっていって、皆の気持ちを和ませながら、良い意見を引き出そうという手法でございます。で、そういう手法がちょっと議員にとっては不愉快だったのかなあと思います。で、あとはですね、その今、公共施設の利活用について、いろいろな意見が出されておりますけれども、その中で、やっぱり最近では民意も反映させようということになっております。で、

その民意を反映させるために、そういうふうにも町民を募集して、話し合いをしていただいて、方向性を決めていただくというところでございます。で、今回、小値賀町にとってもですね、このあわび館が、初めての事業でございましたので、そういう民意の反映ですね、で、やっぱりこう試験的にやっていく中で、今こういうふうなこうつまずきというか、やっぱり1年では決められないという事実があったのかなと思っております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 私が訊きたいのはですね、そもそもそのあわび館が赤字なので、ここを、赤字を脱却するために何かやろうかなと、そのためには今ある業務じゃなくて、それ以外の業務をやると、極端に言えばあわび館を崩してしまうほどの大きな事業をやるとか、そういうようなその考えが底辺にあったのか、まず、そもそもの取っ掛かりをちょっと私は訊きたかったんですけど、再度お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

赤字の解消というところももちろんあると思います。で、空きスペースがありますので、そういうところを有効活用して、民意を反映して、どうにかして、町民の所得とかあわび館の所得・収入をですね、向上できないかというところで、こういう取り組みをさせていただいているものです。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** あんまり質問すると、しつこかと言われるけれど、これでやめますけども、空いたスペースでやるということであるならば、そんなに大した金額はかからないとは思いますが、例えば500万、1000万、1億という金は使わんでしょうけども、そこあたりも、どういったその空想を描いているのかなと、そういったところがわかれば、お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 産業振興課長

**産業振興課長（博多屋雄一郎）** お答えします。

我々行政としてのですね、産業振興課としての考えは持たない状況で、話し合いをしていただいております。今回このあわび館の利活用についてはですね。なぜかと申しますと、やはりこう民意を反映するにあたって、まず、行政の考えを先に申し上げたら、そっちの方向に進んでしまうんじゃないかというところで、そうさせていただいております。

**議長（今田光弘）** 休憩します。

— 休憩 午後 2 時 23 分 —  
— 再開 午後 2 時 37 分 —

議長（今田光弘） それでは再開します。

水産業費、そのほかございますか。

水産業費です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） それでは、水産業費を終えまして。

次に、第6款・商 工 費

34 ページからになります、商工費。

34 ページ、36 ページまでです。

浦 英明議員

6 番（浦 英明） 1 節の報償費 10 万円増額されておりますので、この内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

こちらの報酬の 10 万円増額につきましては、新型コロナによるですね、対応事務ために、5 月から新たに会計年度任用職員を 1 名雇用したため、増額となっております。

議長（今田光弘） 商工費、ほかにもございますか。

商工費。

浦 英明議員

6 番（浦 英明） 2 目 18 節・負担金補助で、雇用機会拡充事業補助金、これが 1,050 万減額をされております。これはあの当初予算の折に、創業が 3 件、事業拡大が 6 件の、計 9 件とも一応こう採択されたと、まあこういうふうな説明をされたと思うんですけども、これについて、内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

雇用機会拡充事業補助金の、このマイナスの 1,050 万円の減額につきましては、実績見込みによる減額となっております。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6 番（浦 英明） じゃあ、創業が 3 件、それから事業拡大が 6 件、それぞれに見込み額をお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

申し訳ありません。今ですね、ひとつひとつ細かい数字は押さえておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6 番（浦 英明） 3 目の観光費、報酬 132 万 6,000 円の減額、これの内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

報酬額につきましては、当初月 15 日勤務で、算定をしておりましたが、悪天候等の関係でですね、勤務日数が減ったため、これぐらいの減額になっておるところでございます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6 番（浦 英明） これ当初の折に尋ねたかと思うんですけども、これ 2 名でしたかね、何名でしたかお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

当初予算ではですね、6 名分を見込んでおりました。

議長（今田光弘） 商工費、36 ページまでです。 浦 英明議員

6 番（浦 英明） えーと 36 ページですね、この下から 2 番目、小値賀の海の魅力再発掘事業補助金、これが 140 万減額をされております。この分の内容についてお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

小値賀の海の魅力再発掘事業につきましては、アイランドツーリズム協会がですね、夜間に体験プログラムの造成として、集魚灯を活用した事業を立ち上げるってことで、補助金を活用することとしておりましたが、実際にですね、購入する集魚灯の数とか発電機の数、実績でですね、思ったよりも少なくなりましたのと、あとコロナ禍の影響によりまして、モニターツアーを、一応島外からを予定していたんですけども、ちょっとそれができなくなりましたので、島内向けのモニターツアーになったことなどの、実績による減額となっております。

議長（今田光弘） 商工費、ほかにございませんか。 浦 英明議員

6 番（浦 英明） 4 年度の当初予算をよく見ておりませんので、わかりませんが、ここにも出てくるのかなあと。出てこなければ、ちょっともう少しこうプッシュしてお聞きしたいんですけども、集魚灯で釣る、要するにナイトツアーを企画しておったんですね。当初予算ではさっき説明したように。それで、これはあの集魚灯、発電機をもう買うということで、ここあたりに集中的にして、そのツアーの内容については現在行っていないと。今後行うであろうとは思いますが、どういうふうに、具体的に言えばその何を、イサキを釣るのか、そういったところまで、いろいろこうわかればお尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

まずですね、来年度の当初予算に、こちらの補助金については、計上しておりません。イサキを釣ることが目的ではなくてですね、集魚灯を海に垂らして、その光に集まってくる魚を、夜に鑑賞できるような、何ていうかアクアリウムツアーというか水族館のような感じを、本当に実際に海の中でできないかということで、今回補助事業として実施したものでございます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6番（浦 英明） そういうイメージだったらわかります。えーと何年か前にはですね、ザッパ船というふうなこう項目がこう頭にこうちらっとこう浮かんだんですけれども、船でそういったその海中を見る、そういったそのツアー、観光客にそういったのを見せるというようなことで、ザッパ船を作って、作るのか何か知らんけど、そういつてその見せるというふうなこう事業を計画したことがあったと思うんですけれども、そういったものは現在もうないんですよ。お尋ねします。

議長（今田光弘） 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） お答えいたします。

すいません、私のですね、アイランドツーリズム協会が今、体験プログラムが23ぐらいあったと思うんですけれども、その中に、今、浦議員が言われてたプランはなかったと思っております。

議長（今田光弘） 商工費、ほかにありませんか。

休憩します。

—	休憩	午後	2	時	46	分	—
—	再開	午後	2	時	46	分	—

議長（今田光弘） 再開します。

商工費、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） ないようでしたら、次に移ります。

第7款・土 木 費

37 ページ、土木費です。

よろしいでしょうか。

土木費、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） それでは次に行きます。

第8款・消 防 費

消防費、質疑ございませんか。

消防費の質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** それでは、次に移ります。

第9款・教育費

38ページからです、教育費。

45ページまであります。

教育費、質疑ございませんか。

浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 2項1目・学校管理費の14節・工事請負費で、大島分校、町立学校、それぞれに工事費が減額をされております。この減額した後のですね、工事費について、それぞれについてお尋ねします。

**議長(今田光弘)** 教育次長

**教育次長(永田敬三)** お答えいたします。

すいません、あの確認ですけれども、減額した後の工事費ということですかね。事業費については、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思えます。

**議長(今田光弘)** 教育費、ほかにございませんか。

45ページまであります。

浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 7項4目1節・報償費、184万7,000円減額しておりますんで、この内容をお尋ねします。

**議長(今田光弘)** 教育次長

**教育次長(永田敬三)** お答えいたします。

当初の歴史民俗資料館の施設管理を、会計年度任用職員1名を配置して、管理をお願いする予定でございましたが、まあ確保ができなかったということで、現在、あの有償ボランティアという形で、小値賀観光の会の皆さんに、支援を頂きながら実施しているという状況でございまして、はい、そのようなことで、今回減額をさせていただいております。

**議長(今田光弘)** 浦 英明議員

**6番(浦 英明)** ボランティアの方をお願いしてということでもありますけども、ボランティアということは、ここに経費は発生しないわけですか、賃金がお尋ねします。

**議長(今田光弘)** 教育次長

**教育次長(永田敬三)** お答えいたします。

今回の補正ではありませんけれども、あの無償のボランティアではなくて、有償ボランティアという形で、報償費の中で対応をいたしております。

**議長(今田光弘)** 教育費、ほかにありませんか。

浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 7項1目4節・共済費、ここで1万円の増額となっております。

ますので、この内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘） 教育次長**

**教育次長（永田敬三）** お答えいたします。

今回、1万円の増額につきましては、当初予算の段階ではですね、まああくまで見込みで会計年度任用職員2名の共済、社会保険の計算をしておりましてけれども、実績ベースで、3月までを見込みまして、1万円の不足が生じるという予測になりましたので、今回増額をお願いいたしております。

**議長（今田光弘） 教育費、ほかにございませんか。**

よろしいでしょうか、教育費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** はい、それでは次に行きます。

第11款・公債費

45ページです、公債費。

公債費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 次に行きます。

第12款・諸支出金です。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 3月も、もう年度末近くなってからですね、こういったその操出金が出てきておるんですけど、340万8,000円、これについては、内容的にはですね、例えばその油代の金額、これが上がったために増額せないかんからここで一応繰り出したと、こういうことなのかなあと、こう私考えてみたんですけども、この内容についてお尋ねします。

**議長（今田光弘） 総務課長**

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

**議長（今田光弘）** 諸支出金、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** それでは、これから歳入歳出全般についてご質疑を願います。

住 民 課 長

**住民課長（橋本博明）** 先ほど民生費のところ、浦議員の質問に1件答弁を保留しておりましたので、ここで答弁させていただきます。後期高齢者の療養給付費の負担金につきまして、令和2年度の方と令和3年度の実績見込みの差ということで質問を受けておりましたので、お答えいたします。令和2年度が、3,476万5,229円で、それに対しまして、令和3年度が2,855万7,217円ですので、議員おっしゃるとおり620万8,012円の差ということになっております。以上です。

議長（今田光弘） 歳入歳出全般についてご質疑願います。 福祉事務所長  
福祉事務所長（前田達也） 先ほどの浦議員さんの、答弁漏れにつきまして、ご説明させていただきます。障害者自立支援給付費の内訳でございますが、グループホーム1名入所というところで、ひと月就労支援も含めまして40万、で、年間480万。それと、あとはあの認定区分の変更と、サービス利用の実績によりまして、その影響が188万円となっております。以上です。

議長（今田光弘） 浦議員、よろしいでしょうか。

引き続き、歳入歳出全般についてご質疑願います。 産業振興課理事

産業振興課理事（松崎久幸） すいません、先ほど浦議員からですね、雇用機会拡充事業の支出の分の減額についてお尋ねがあったところなんですけれども、こちらにつきましては、すいません、個人情報を含むためですね、簡単ではございますけど、拡大6件の支出見込みが6,150万円で、創業3件の総額見込みが1,350万円で見込んでおりまして、その当初予算額との差額につきましてを減額しているということになっております。えっと、拡大6件の分の、補助金の金額が6,150万円、創業3件の補助金の額が1,350万円となっております。で、こちらの合計が、7,500万となっております、当初予算額との差額を減額しているところでございます。以上です。

議長（今田光弘） 引き続き、歳入歳出全般についてご質疑ございませんか。

末永一朗議員

5番（末永一朗） 住宅使用料の中で、小浜団地も全世帯の住宅料の値上げになるでしょうか。

議長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

住宅使用料は、個人の所得と、あと建設されてからの経過年数っていうので、事業費も落ちてきます。そういう関係で、全部値段が上がったり、全員値段が下がったりというような現象はございません。

議長（今田光弘） 末永一朗議員

5番（末永一朗） あの今入ってる人で、おばちゃんていうかおばあちゃんかわかん人から相談されて、住宅のその使用料が高くなるからもう入りきらん、そのパートに行ってもどうにかこうにか生活してるけど、こげんに住宅料の上がらばもう入れんけん、個人の貸し家ば探しよってばってからなかろうかいっちゅうような相談ば受けたので一応聞いてみました。

議長（今田光弘） ほかにご質疑ございませんか。

歳入歳出全般についてです。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） それでは、質疑なしと認めます。



次に、5ページの第2表『繰越明許費』についてご質疑願います。

5ページです。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 非課税住民世帯に対する臨時特別給付金事業 7,000 万円ですね。これあの9号補正の折には尋ねはしたんですけども、この折、ちょっと期限といいますか、いつまでかっちゅうのを聞いてなかったんで、これをお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 住 民 課 長

**住民課長（橋本博明）** お答えいたします。

この給付事業が、2種類、2種類というか2通りありまして、あの昨年の住民税非課税の世帯に給付するものと、昨年は課税世帯であったけれども、収入の急激な減少によって、今年度、今年度というか令和4年に非課税になったり、非課税の収入状況に近い現状まで収入が落ちるといふ世帯への給付がありまして、現状わかっているその非課税世帯への給付は、今あの事務を進めておりまして、各対象者への書類の発送は終えておりまして、可能な限り3月末までには、その非課税というふうに分かっている世帯への給付は終えたいというふうに分かかって、事務を行っておるところです。

**議長（今田光弘）** ほかにございませんか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 3番目のお試し居住施設整備事業 5,950 万円でありますけれども、これを、たしか4棟だったと思いますけれども、この繰り越したその内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 総 務 課 長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

あのお試し居住住宅については、3年、今年一般財源です、4棟建てる予定にしておりました。あの、まあ他の事業も、事業者等の絡みもありまして、2月の末にですね、入札を行いまして、入札が終わりました。まあこの時期には、実際事業ができませんので、この事業については来年度繰越という形になっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** これあの…2年度から、あの計画しておったと思うんですけども、その時に、筒井浦それから木場、そしてこの在の方を4棟というようなことを聞いておりましたんですけども、えらいこう随分かかっているなあとこう思って、いつも聞いてるんですけども、これたしかあの前役場におった、中村敏章君ところの、あそここのところの場所ですよ。あそこになんかこう1棟建っているのは、これとは全然また違うんですかね、確認のためお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 総 務 課 長

**総務課長（谷元芳久）** お答えします。

あの当初、令和2年度では、10棟の予定でしたけども、結局単身世帯又は家族世帯でこうする場合に、ちょっと予算額が6世帯という形になっております。その残りの、当初10世帯で予定しておりましたので、残りの4世帯分を令和3年度の予算で一財です、やるということで、その分を今回笛吹在の方で4棟分を予算化しておりました。先ほども言いましたとおり、他の事業もですね、こういったコロナ禍におきまして、どこの建設事業者の方も、入札の方がちょっとできない状況であるということで、先ほども言いましたように2月になってようやく入札が行われるような形になりましたので、今回そういった繰り越しというような形になっております。

議長（今田光弘） よろしいでしょうか。

休憩します。

— 休憩 午後 3 時 04 分 —  
— 再開 午後 3 時 09 分 —

議長（今田光弘） 再開します。

繰越明許費について、ほかにございませんか。

黒崎政美議員

4番（黒崎政美） えーと繰越明許だったのが、18項目あります。それぞれ、理由はあったと思いますけれども、その中の1つに霊柩車購入事業、これを繰り越した、繰り越さなければならなかった。えーとこの問題は、もう2年も3年も前からクーラーが故障して、夏場は非常に困ると、だましまし使ったんですよ。それからもう3年近くなりますけど、私が聞いてから、ほで今度ちゃんと出しているのに、なんでその霊柩車の購入を繰り越さなければ、次年度に回さなければならなかったのか、その理由をお願いします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

この霊柩車については、入札を行う際に、事業者の方にちょっと確認させていただいたんですけども、車のモデルチェンジが10月に行われるということで、入札を行うタイミングを計っておりました。それで、一応10月のモデルチェンジが終わった時点で入札が行えるということで、それが終わった後に入札を行いました。実際コロナの影響で、その車の、購入ができなかったというのが1つあります。実際、購入ができたのが12月、実際入って、購入してから中の改造をしないといけません。それにまたあの時間が要するというので、実際は3月いっぱいまでの予定ではおったんですけども、その期間が少し4月の末まで延びるということで、今回繰越になった理由です。

議長（今田光弘） 黒崎政美議員

**4番（黒崎政美）** 事情はわかりました。だけども、もうちょっと前の前々年度か前年度かにできなかったのかと、これは急を要するものなんですよ。それを延ばし延ばしして、去年の10月頃そういうふうになったと。私はその、なぜ延ばしたのかということも含めて、どういう理由かということ聞いたわけなんですよ。

**議長（今田光弘）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

遅れたことは申し訳なかったと思いますが、一応タイミング的に、今回のモデルチェンジに合わせたということ。それから、まああの委託事業者である小値賀交通さんの方と話し合いをする中で、今回、遅れましたけども、今回令和3年度で予算化をしてですね、早急にとっておりましたけども、こういう結果になったということで、誠に申し訳ございませんけども、繰越という。それでも一応4月いっぱいまでには、どうかお願いしているところでございます。

**議長（今田光弘）** ほかにございませんか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 町道唐見崎線の災害防災工事、これはあの…当初で小浜線道路と一緒にですね、4,690万の事業だったんですけども、小浜のほうはもう終わってるかなと思うんですけど、終わっておいたらこの工事はいくらなのか。そしてまた、あの…唐見崎線の工事については、防空壕の方だったと思いますが、あれは終わってますんで、何をどういうふうにか繰り越すのかっていうのが、そこがちょっとわからないんで、お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 建設課理事

**建設課理事（村田祐一郎）** お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられた防空壕の工事なんですけども、それは、令和2年度の繰越事業での工事箇所、今回の繰越で上がっている分は、今年度、令和3年度の当初予算での分でございます。あと繰越の理由というのが、用地交渉に時間を大変要しておまして、その分の用地交渉の委託料及び土地購入費も含まれた金額でございます。

**議長（今田光弘）** よろしいでしょうか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 防空壕のやつは2年度で終わった分と、2年度の継続事業で、継続じゃなくて繰越で終わった分と。だから、3年度当初の予算を今回繰り越しているということなんですけども、3年度当初予算の分は、これどこだったんですかね。防空壕のどこしか私わからないんですけど。それとあの…小浜線の工事の内容がいくらなのか、そして、小浜線のその工事の内容ですね、この工事費を、この2つをお尋ねいたします。

**議長（今田光弘）** 休憩します。

— 休憩 午後 3 時 15 分 —

— 再開 午後 3 時 16 分 —

議長（今田光弘） 再開します。 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） 申し訳ありません。資料を手元に寄せておりましたので、資料を確認の後、答弁させていただきます。

議長（今田光弘） 浦 英明議員

6 番（浦 英明） その下のですね、町道筒井浦線のですね、道路改良工事なんですけども、これにつきましては、これはあの年度途中で、これ 9 月 10 日か、9 月 10 日の 5 号で 330 万これ補正したわけなんです。それであの、途中でしたけん大丈夫かなと思いつたけども、その時の説明については、ルートを整備後すぐに運行したいのでとりかかりたいと。それからあの、やっぱ途中で大丈夫かなと思っておったんですけども、330 万ぐらいの事業だから、ま…できるかな、いいのかなというふうに私は思っておったんですけど、結局これ繰越になったんですけども、途中で、こういったその事業をですね、挟んでもらったならば、まともな仕事はできないと思うんですよ。前から言ってるように、なるべく繰越事業は行わないようにすべきというような見解がありますので、これなんで年度途中でこれ持って来て、そして繰越になったんですかね。お尋ねします。

議長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

筒井浦線につきましては、バス路線の改革ということで、直接、筒井浦の方から鳥山バス停方向から唐見崎へいく路線を確保するという目的で補正をしております。で、時期が当初予算時には、そういうそのバス路線の計画ってというのがなかったんですけども、来年 9 月、診療所の開所に向けてバス路線も変えていこうという中の議論の中で出てきた事業で、9 月の補正ということになっております。で、あの事業費的には 300 万ということで、年度後半からできるということで考えていたんですけども、実際入札をかけたところですね、建設業の手持ち工事の多いということで、不落になりました。そういった原因がありまして、繰越工事ということになっております。それから、あの町道の小浜中線ですけども、これ当初予算ということで、道路の改良の延長が 18m ということで、幅が 3 m から 3 m 50、それであと擁壁を 8 m 程度と舗装工事の 55 平米と排水溝を 15m する内容でございます。以上です。

議長（今田光弘） 建設課長

建設課長（橋本 満） 申し訳ありません。予算を言ってませんでした。

予算については、当初予算の 186 万円をご承認いただいております。

**議長（今田光弘）** 繰越明許費、ほかにご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

続きまして6ページ、次のページの第3表『地方債補正』について、ご質疑願います。

**議長（今田光弘）** 教育次長

**教育次長（永田敬三）** 浦議員さんの質問に答弁を保留しておりましたので、ここで回答をさせていただきます。

予算書40ページの教育費、小学校費9-2-1の学校管理費の工事請負費、大島分校の施設補修工事費から申し上げます。補正後の額としまして、283万8,000円。町立学校施設改修工事費、補正後の額の工事費としまして、919万6,000円。以上でございます。

**議長（今田光弘）** 地方債補正、6ページです。

これについて、質疑はございませんか。

ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

議案第10号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（今田光弘）** 起立全員です。

従いまして、議案第10号、令和3年度小値賀町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

議長（今田光弘） 5分間休憩いたします。

— 休憩 午後 3 時 23 分 —  
— 再開 午後 3 時 29 分 —

議長（今田光弘） 再開します。 建設課理事  
建設課理事（村田祐一郎） 先ほど、浦議員さんに対する答弁漏れがありましたのでお答えいたします。

唐見崎線の法面工事の場所なんですけども、前方の筒井浦の方から行って、手前に一番最初に取り掛かった法面の工事があると思うんですけども、両サイド、右手、左手にですね。その左手の、今、法枠をやってる、その待避所があって広くなってる場所があると思うんですけども、そこから令和2年度の繰越事業で行っている防空壕のところまでが残事業の区間で、約240mございます。

議長（今田光弘） 浦議員、よろしいでしょうか。

日程第9、議案第11号、令和3年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長  
町長（西村久之） 議案第11号、令和3年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による、はまゆう営業収入の実績見込みによる減額、歳出では、燃料10当りの単価を当初78円で見込んでおりましたが、平均110円程度で推移したことによる燃料費の増額が主なもので、これに伴い、一般会計からの繰入金を増額いたしております。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121万5,000円を増額し、補正後の予算総額を7,167万4,000円とするものでございます。

それでは、説明書6ページ、歳入から説明いたします。

1款1項1目・旅客運賃収入211万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による、はまゆう六島野崎便の営業収入の減収が主なもので、1項・はまゆう営業収入の総額を645万2,000円としております。同じく2項1目・旅客運賃収入を5万9,000円減額し、2項・さいかい営業収入の総額を129万7,000円としております。

3款2項1目・渡船事業費県負担金を2万2,000円減額し、2項・県負担金

の総額を43万1,000円としております。

4款1項1目・一般会計繰入金を340万8,000円増額し、1項・一般繰入金の総額を2,798万9,000円としております。

7ページ、歳出では、1款1項1目・渡船総務費を各節のとおり、35万3,000円減額、2目・はまゆう運航費124万7,000円の増額は、燃料費の増額が主なもので、3目・さいかい運航費を32万1,000円増額し、1項・渡船管理費の総額を6,001万8,000円としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。6ページからです。

第1款・渡船事業収入

渡船事業収入、はまゆうとさいかいの営業収入がありますが、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第3款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら、第4款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 歳出に移ります。第1款・渡船事業費

質疑ございませんか。浦 英明議員

**6番（浦 英明）** はまゆうの運航費、2目ですね、その10節・需用費、燃料費が170万円増額されております。これは、先ほど町長が説明したとおり、単価が上がったため、こういうふうにならざるを得ないということでもあります。えーとこれ、全部でこれ何れぐらいあるのか、できたら、このさいかいの分についてもですね、そのリッター数を教えていただければと思いますので、お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** お答えいたします。

ちょっと年間のリッター数が、ちょっとあの…手持ち資料にございませんので、あとで答弁させていただきます。

**議長（今田光弘）** ほかにありませんか。浦 英明議員

**6番（浦 英明）** さいかいのですね、報酬が17万円増額されておりますので、これについて内容をお尋ねします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えします。

さいかいの方に会計年度任用職員を配置しておりますけども、当初の予算よりも実績が上回ったために今回補正をさせていただいております。

議長（今田光弘） ほかにございませんか、渡船事業費。 浦 英明議員  
6番（浦 英明） 報酬について、実績が上回るということは、どのような意味ですか。お尋ねします。

議長（今田光弘） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えします。

先ほども言ったように、当初予算を組んでた時よりも、実際、雇った職員の報酬自体がちょっと予算よりも上回ったことによりまして、今回17万円の補正を、見込み違いということで補正をしております。

議長（今田光弘） よろしいでしょうか。

渡船事業費、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） それでは、これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和3年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 異議なしと認めます。



従いまして、議案第 11 号、令和 3 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 10、議案第 12 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町 長  
**町長（西村久之）** 議案第 12 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では交付決定等により、収入額の見込みが判明しております保険給付費等交付金の増額、歳出では、被保険者の医療費と関連がございます療養費及び、高額療養費の増額、財政調整基金積立金の増額、また、雇用を予定しておりましたが、確保ができなかった管理栄養士等の人件費の減額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,222 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 5 億 1,863 万円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** 住 民 課 長

**住民課長（橋本博明）** それでは、説明書 7 ページ、歳入から説明いたします。

4 款 1 項 1 目・保険給付費等交付金は、交付額の決定等により、各節のとおり 2,223 万 8,000 円を増額し、1 項・県補助金の総額を 3 億 8,032 万 4,000 円としております。

8 款 2 項 1 目・雑入は、1 万 5,000 円減額し、2 項・雑入の総額を 15 万 6,000 円としております。

8 ページ歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費を 48 万 7,000 円減額し、1 項・総務管理費の総額を 382 万 1,000 円としております。同じく 3 項 1 目・運営協議会費を 2 万 2,000 円減額し、3 項・運営協議会費の総額を 4 万 8,000 円としております。

2 款 1 項 1 目・一般被保険者療養給付費 500 万円の増額は、療養費の増加が見込まれることから増額するもので、1 項・療養諸費の総額を 2 億 5,860 万 7,000 円としております。同じく 2 項 1 目・一般被保険者高額療養費も、療養給付費と同じく、増加が見込まれることから、120 万円増額し、2 項・高額療養費の総額を 4,502 万円としております。

4 款 2 項 2 目・保健指導事業費 768 万 1,000 円の減額は、会計年度任用職員

として、雇用を予定しておりました管理栄養士等の確保が出来なかったことから、関係経費を減額し、2項・健康管理センター事業費の総額を209万7,000円としております。

5款1項1目・特定健康診査・特定保健指導費は、実績に伴う委託料の減額が主なもので443万2,000円を減額し、1項・特定健康診査・特定保健指導費の総額を640万6,000円としております。

6款1項1目・財政調整基金積立金を798万1,000円増額し、1項・基金積立金の総額を2,596万7,000円としております。補正後の額を積立てた場合の今年度末の基金残高は1億1,265万4,575円となる見込みでございます。

7款1項1目・一般被保険者償還金を14万9,000円増額、3目・一般被保険者保険税還付金を5万2,000円増額し、1項・償還金及び還付加算金の総額を173万9,000円としております。同じく3項1目・直営診療所施設勘定繰出金は、診療所の運営に係る調整交付金2,046万3,000円の増額で、3項・繰出金の総額を6,436万3,000円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

まず、第4款・県支出金

7ページです。

県支出金、ございませんか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 1目・保険給付費等交付金の、普通交付金と特別交付金がここに増額補正がされております。それである、この中でもですね、普通交付金につきましては、積み上げ額がですね、えーとこれいくらか、3億423万円になるのかな。これ2年度と比較しますと約4,444万7,000円と、こう大幅な増になっておりますので、この増額内容についてお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 住民課長

**住民課長（橋本博明）** お答えいたします。

2年度との比較でですね、ちょっとすみません、2年度の数字は持っておりませんが、2年度と比較しますと、補正の提案理由でも申し上げましたとおり、一般療養給付費及び高額療養費、こちらが増額しておりまして、その増額に対する普通交付金が増えておりまして、その補正を行っているところです。

**議長（今田光弘）** ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第8款・諸収入

第8款の諸収入、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 第2款・保険給付費

保険給付費、質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** はい、続きまして、第4款・保険事業費

質疑ございませんか。

浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 1節の報償費の減額ですね、あの管理栄養士、それと看護師、これについては当初予算が全額そのまま減額されております。内容については、確保できなかったためというようなことを言われておったんですけど、もう少しこう詳しい内容をお尋ねします。

**議長(今田光弘)** 住民課長

**住民課長(橋本博明)** お答えいたします。

昨年度までは、管理栄養士が1名、ま、看護師は年度途中まででしたけれども、各1名おりました。であの今年度もですね、同様の体制を作り上げたいということで、管理栄養士の方は、特にあの年度当初から、あの町内回覧やホームページ等に載せまして、確保を図ろうと募集を行ったんですけども、なかなか思うように、いわゆる応募がありませんで、確保できませんでした。今の時期までその予算の補正を行わなかったのは、できれば年度末でも確保して雇用したいという気持ちがあったものですから、最終的に今の時期の減額補正としたところであります。

**議長(今田光弘)** 浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 減額補正については、別に構わんですけれども、やっぱりその確保できないということ、募集しても応募がないということ、これは何らかの原因があるかと思うんですけども、これこうなんかスムーズにいかないんですかね。お尋ねします。

**議長(今田光弘)** 住民課長

**住民課長(橋本博明)** 他の部署の人材確保にも、同様のこう何て言いますか課題があると思うんですけども、なかなかその専門人材の絶対数がその、特に小値賀町内になりますと更にこう少なくなってしまうと、更にその何て言いますか、応募に対してすぐこう、すいません、募集に対してすぐ応募できるような、その体が空いてる方が更にほぼいないということで、なかなかこ

う応募しても、募集に応じてくれる方がいない。更に専門人材だから尚更のことというような状況になっておるといふふうに推測をしております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** 昨日の一般質問の中でも、傍聴者からそういうような意見が出ました。ほとんどのところで、やっぱり人材が不足だと、そういったところで、もちろん役場の職員にしてもしかりですね、マンパワー不足ということを前から、だいぶ前から言われておりますけども、こうなれば何らかの方法で、こう雇い入れせにやいかんと思うんですけども、FTA というんですかね、国際的な話になって申し訳ないんですけども、外国からでも、そういったこう人を雇うとか、全体的にそこばかりではなくて、そういうような方向もやっぱり考えてみないかんのではなかろうかなあところ思ってるんですけども、まあこういったのは質疑ではありませんので、一般質問でやればいいと思いますけども、私なりの思いを伝えておきます。

**議長（今田光弘）** 引き続き、保険事業費についてございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 次に移ります。

第5款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第6款・基金積立金

ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第7款・諸支出金

諸支出金、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第 12 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**議長（今田光弘）** 総務課長

**総務課長（谷元芳久）** 先ほど、渡船会計の方で答弁漏れがありましたので、浦議員の質問の方にお答えさせていただきます。

はまゆうとさいかいの燃料費の年間あたりのリッター数ですけども、はまゆうで 1,800ℓの年間 52 回を、52 回補給して、計 93,600ℓ、さいかいが 500ℓの 14 回で 7,000ℓを、年間の補給量として見込んでおります。

**日程第 11、議案第 13 号、令和 3 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第 13 号、令和 3 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、保健事業として実施しております健康診断委託料及び広域連合負担金の減額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 205 万 4,000 円を減額し、補正後の予算総額を 4,977 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、説明書 7 ページ、歳入から説明いたします。

4 款 1 項 1 目・事務費繰入金を 82 万 3,000 円減額、2 目・保険基盤安定繰入金を 123 万 1,000 円減額し、1 項・一般会計繰入金の総額を 2,212 万 9,000 円としております。

8 ページ、歳出では、1 款 4 項 1 目・保健事業費 82 万 3,000 円の減額は、健康診断の受診実績に伴う委託料の減額で、4 項・保健事業費の総額を 389 万 5,000 円としております。

2 款 1 項 1 目・広域連合負担金を 123 万 1,000 円減額し、1 項・広域連合負

担金の総額を 4,264 万 5,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

7 ページです。

質疑ございませんか、繰入金。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 歳出に移ります。

第 1 款・総 務 費

総務費、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第 2 款・分担金及び負担金

ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号、令和 3 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第13号、令和3年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第12、議案第14号、令和3年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西村久之)** 議案第14号、令和3年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、国県支出金及び支払基金交付金の交付決定による減額と、それに伴う繰入金が増額、歳出では、介護保険給付費及び地域支援事業費等の各種事業費のこれまでの実績と3月までの見込みによる増額と、コロナの影響により、各種事業や研修等が縮小、中止になったため関係経費の減額が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,150万5,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,034万4,000円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(今田光弘)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(前田達也)** それでは、担当よりご説明させていただきます。

説明書6ページ、歳入からご説明いたします。

4款1項・国庫負担金を340万8,000円減額し、補正後の総額を5,309万6,000円といたしております。同じく2項・国庫補助金を各目のとおり112万5,000円減額し、補正後の総額を4,578万6,000円といたしております。

5款1項・県負担金を230万2,000円減額し、補正後の総額を4,991万3,000円といたしております。同じく3項・県補助金を各目のとおり5万7,000円増額し、補正後の総額を408万7,000円といたしております。

6款1項・支払基金交付金を各目のとおり619万9,000円減額し、補正後の総額を8,660万3,000円といたしております。

7款1項・一般会計繰入金につきましては、各目のとおり2,435万6,000円増額し、補正後の総額を8,421万4,000円といたしております。

9款5項・サービス収入を12万6,000円増額し、補正後の総額を87万円と

いたしております。

8 ページ歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費を 20 万 8,000 円減額し、1 項・総務管理費の総額を 398 万 6,000 円といたしております。同じく 3 項 2 目・認定調査等費を各節のとおり 24 万 5,000 円減額し、3 項・介護認定審査会費の総額を 230 万 8,000 円といたしております。

2 款 1 項 1 目・介護サービス等諸費 2,105 万円の増額は、これまでのサービス利用実績と今後の見込みによるもので、ショートステイとデイサービスの増加に加え、前年度において、新型コロナウイルスの影響により延長しておりました、介護認定調査を今年度集中して実施した結果、介護度の変更が生じたことにより、給付費が増額したことが主な要因で、1 項・介護サービス等諸費の総額を 3 億 976 万円としております。同じく 2 項 1 目・介護予防サービス等諸費を 125 万 9,000 円減額し、2 項・介護予防サービス等諸費の総額を 157 万 1,000 円としております。同じく 3 項 1 目・審査支払手数料を 5,000 円増額し、3 項・その他諸費の総額を 23 万 2,000 円といたしております。同じく 4 項 1 目・高額介護サービス費を 210 万円減額、2 目・高額介護予防サービス費、3 目・高額医療合算介護サービス費は、財源組み替えで、4 項・高額介護サービス等費の総額を 773 万円としております。同じく 5 項 1 目・特定入所者介護サービス費を 636 万 7,000 円減額、3 目・特定入所者介護予防サービス費は、財源組み替えで、5 項・特定入所者介護サービス等費の総額を 2,679 万 3,000 円といたしております。

5 款 1 項 1 目・介護予防事業費 97 万 7,000 円の増額は、新型コロナウイルスの影響により、実施、参加できなかった関係経費の減額のほか、配食や在宅サービスの利用実績によるもので、1 項・介護予防事業費の総額を 1,826 万 3,000 円といたしております。同じく 2 項 1 目・包括的支援事業を各節のとおり 34 万 8,000 円減額し、2 項・包括的支援事業・任意事業費の総額を 1,157 万 8,000 円といたしております。

以上で説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

まず、第 4 款・国庫支出金

国庫支出金、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第 5 款・県支出金

県支出金、ご質疑ございませんか。



(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 第6款・支払基金交付金

支払基金交付金、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 第7款・繰入金

第7款・繰入金、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 続いて、第9款・諸収入

諸収入、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** それでは、歳出に移ります。

まず、第1款・総務費

総務費、質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 第2款・保険給付費

保険給付費、8ページと9ページ、ございませんか。 浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 1目18節の負担金補助・地域密着型介護サービス給付金が、ここで831万増額されております。この増額によりまして、3年度分はいくらになるのかな、5,931万になるのかな。それである2年度よりもですね、849万7,000円の増とこういうふうになっておりますので、この分の内容についてお尋ねします。

**議長(今田光弘)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(前田達也)** お答えいたします。

この部分につきましては、グループホームの入所者に掛かる分でございますので、この分がですね、先ほど提案理由の方でも少しお話しましたけども、介護認定の度がですね、上がったことによりまして、今回この分が800万ほど上がっているということになっております。

**議長(今田光弘)** 浦 英明議員

**6番(浦 英明)** 介護の認定者の方ですね、数を要支援1から要介護5まで、教えていただきたいと思います。それとですね、認定率につきましても、全国・県・それから小値賀、そういったところで、率をお尋ねします。

**議長(今田光弘)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(前田達也)** お答えいたします。

2月末の数字でございますが、要支援1の方が21名、要支援が41名、それから要介護1・42名、2・28名、3が29名、4が29名、5が8名、ということで合計ですと198名というふうになっております。認定率につきましては、

ちょっと手元に数字がございませんので、後で報告させていただきます。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 全体数でいけば、2年度が199名だったから、1名減ってるみたいですけどね、それはそれでよろしいですけども、このグループホームの分なんですけども、おちかの家がちょっと辞めるとこういうふうなことを言われているんですけども、このグループホームにつきましては、2セット、2セットといますかね、1つではちょっと黒字がでない、2ユニットじゃないと利益がでないというようなことを聞いているんですけども、極端に言えば、あのその1室、1人だけがその退所した場合でも、こういったその入りというか賄えないんでしょうかね。例えば2人辞めたらもうだめなんでしょうけど、1人ではどうにか持つとか、そういったその具体的な内容はわかりませんか。

**議長（今田光弘）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、あの、おちかの家さんがですね、今後あの事業の方からちょっと手を引くということになっておりますけども、そのお話の中でですね、やはりその1ユニットでは、なかなか経営的に大変こう厳しいと申しますか、常に満床であればですね、何とか運営していけるんですけども、やはりそこで欠員等が出ると、なかなか難しいと。でまたあの介護度によってですね、報酬も違いますので、介護度の高い方が入所していただければですね、その分報酬の方も高くはなるんですけども、そういうこう絡みがありますので、今回そのおちかの家さんの方はですね、残念ながら、そういう結果になったということでございます。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** おちかの家のことを聞いて申し訳ないんですけども、前、説明された時に、そこに居る人、又その従業員、そういった人達に迷惑をかけないよう、極端に言ったら、最後まで面倒を見るんだというようなことを言われておったんですけども、だいたいいつ頃までに、そういったのが解決するって言ったらおかしいんですけども、処理できるんでしょうか。わかりますか。お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** お答えいたします。

あの、先日のご説明の時にも申し上げましたけども、撤退するにはですね、最後まできちんと、今入所されてる方が行き先をきちんと確保するまでは、責任を持ってやってくださいということは言っております。で、今の状況につきましてはですね、そういうご相談があった折にですね、養寿園さんの方にもこちらの方から出向いていきまして、今こういう話があつているというところで、

受け入れができるようであればですね、そのあたりはお願いしたいというところで、話をしているところでございます。現在、先日お話を聞いたところでは、暖家の方とですね、養寿園さんの方で、7名の内、5名の方がもう入所されておりまして、現在2名の方がまだ入所中ということでございまして、そこにつきましては、最後まできちんと責任を持ちますということで、話を伺っております。

**議長（今田光弘）** 保険給付費、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** それでは、第5款・地域支援事業費

地域支援事業費、10ページになります。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** それでは、これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和3年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第14号、令和3年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第13、議案第15号、令和3年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第**

**2号) を議題とします。**

町 長  
町長(西村久之) 議案第15号、令和3年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、使用料及び手数料、前年度繰越金の増額、これに伴う一般会計繰入金の減額、事業実績見込みによる町債の減額、歳出では、水道監視システム更新関連ほか、各業務の精査に伴う減額が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,069万4,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,264万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費で、4ページ第2表に示しますとおり、簡易水道公営企業会計移行事業について年度内完成が困難なため、令和4年度に繰り越すものでございます。

第3条は、地方債の補正で、5ページ第3表に示しますとおり、簡易水道施設改修事業並びに、簡易水道公営企業会計移行事業の2件650万円の減額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(今田光弘) 建設課長

建設課長(橋本 満) それでは、説明書8ページ歳入からご説明いたします。

1款1項1目・使用料を200万5,000円増額し、1項・使用料及び手数料の総額を5,314万円としております。

2款1項2目・簡易水道事業国庫補助金を200万円減額し、1項・国庫補助金の総額を2,200万円としております。

4款1項1目・一般会計繰入金を710万1,000円減額し、1項・一般会計繰入金の総額を1,483万4,000円としております。

5款1項1目・繰越金を273万6,000円増額し、1項・繰越金の総額を373万6,000円としております。

6款1項1目・衛生債を650万円減額し、1項・町債の総額を4,850万円としております。

8款2項1目・雑入を16万6,000円増額し、2項・雑入の総額を17万2,000円としております。

9ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費は、各事業の精査見込みにより各節のとおり639万2,000円の減額、2目・消費税を275万円減額し、1

項・総務管理費の総額を6,640万4,000円としております。

2款1項3目・小値賀地区施設整備費を158万円減額し、1項・施設整備費の総額を4,642万円としております。

3款1項2目・利子を2万8,000円増額し、補正後の1項・公債費の総額を2,941万7,000円としております。

以上、説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

まず、第1款・事業収入

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 次、第2款・国庫支出金

質疑ございませんか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 200万を減額して、2,200万程になっております。2年度が600万円だったので、1,600万円という大幅な増になっておりますので、この内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

令和2年度、前年度は事業の着手ということで、実設計の金額を当初上げておりまして、その入札差金により工事費を、工事費に充当して行いました。令和3年度におきましては、工事費だけの事業ということで、完了致しましたので、減額、差金を減額した次第でございます。

**議長（今田光弘）** ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 次に行きます。

第4款・繰入金

第4款・繰入金、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第5款・繰越金

質疑ございませんか。繰越金です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第6款・町債

町債の質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第8款・諸 収 入

諸収入、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** それでは、歳出に移ります。

第1款・総 務 費

総務費、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら、第2款・施設整備費

施設整備費、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第3款・公 債 費

公債費、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

次に、4ページの第2表『繰越明許費』についてご質疑願います。

4ページ、繰越明許費についてご質疑願います。

ご質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

次に、5ページの第3表『地方債補正』についてご質疑願います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号、令和 3 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第 15 号、令和 3 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**議長（今田光弘）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（前田達也）** すいません。先ほどの浦議員に答弁の保留をしておりましたので、介護の認定率の方をご報告させていただきます。

国においてが 18.3、県が 20.1、で小値賀町においては 16.8 でございます。

**日程第 14、議案第 16 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町 長

**町長（西村久之）** 議案第 16 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、委託業務及び施設の更新工事等の実績見込みによる減額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 409 万 5,000 円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 5,702 万円とするものでございます。

第 2 条は、繰越明許費で、4 ページ第 2 表に示しますとおり、下水道公営企業会計移行事業ほか 3 件について、年度内完成が困難なため、令和 4 年度に繰り越すものでございます。

第 3 条は、地方債の補正で 5 ページ第 3 表に示しますとおり、特定環境保全公共下水道マンホールポンプ設備更新事業、下水道公営企業会計移行事業の 2 件 480 万円の減額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** それでは、説明書 8 ページ、歳入からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目・使用料を 24 万円増額し、1 項・使用料及び手数料の総額を 2,900 万 7,000 円としております。

4 款 1 項 1 目・一般会計繰入金を 46 万 5,000 円増額し、1 項・一般会計繰入金  
金の総額を 1 億 571 万 1,000 円としております。

7 款 1 項 1 目・下水道事業債は、事業実績見込みにより 480 万円を減額し、  
1 項・町債の総額を 1,750 万円としております。

9 ページ、歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費を 349 万 2,000 円減額、3  
目・漁業集落排水管理費 10 万円減額、4 目・農業集落排水管理費 32 万円減額、  
5 目・公共下水道管理費 19 万円減額、各目とも、事業の実績見込みにより減額  
するもので、1 項・総務管理費の総額を 6,753 万 3,000 円としております。

3 款 1 項 2 目・利子を 7,000 円増額し、1 項・公債費の総額を 8,448 万 7,000  
円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願  
います。

まず、第 1 款・事業収入

事業収入、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第 4 款・繰入金

繰入金です。

浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** 一般会計繰入金は、今回 46 万 5,000 円の増額補正で、1 億  
571 万 1,000 円というふうな実績見込みになっております。それで、あの 2 年度  
が 8,954 万 5,000 円なので、それから比較すると 1,616 万 6,000 円の増という  
ふうになっております。これあの今後も増え続けていくものと思われま  
すけども、その増え続けていくのが 2・3 年で終わるのか、あるいは長期的、5 年あ  
るいは 10 年ぐらいになるのか、そこら辺をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

この質問は、何度か浦議員さんからお受けしてるんですけども、このまま今  
人口減少、施設の老朽化、そうした中統合することが良いのではないかとい  
うことで、下水道の全体計画の見直しを行っているところでございます。その統  
合をするにしても事業費は今後かさみますし、また、そのまま単独でいくに  
しても老朽化した施設でございますので、補修費というのは上がっていくと思  
います。今後の見込みとすれば、一般会計繰入金ですね、額っていうのは少し



ずつ上がっていくのではないのかと思われます。ただあの先ほど申したように、あの下水道の統合ということは今、委託業務により実施しておりますので、その結果です、統合とかの事業費とか出てくればですね、もう少し明確にお答えができるのではないかというふうに思っております。

**議長（今田光弘）** 繰入金、よろしいでしょうか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第7款・町 債

町債について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ないようでしたら、歳出に移ります。

第1款・総 務 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 1目12節の委託料、下水道事業企業会計移行資産整理業務委託料が上がっておりますけども、これにつきましては、資産整理をして、その後いろいろこう進めていくような内容だったと思うんですけども、これはあのスケジュールといいますかチャートフロー式にさせていただいてですね、5年度までで終わるとかなんとかいったような説明があったと思っておりますけども、そこあたりをちょっと教えていただいで、我々もその把握に努めなきゃいけないので、その内容についてお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 建設課長

**建設課長（橋本 満）** お答えいたします。

浦議員さんおっしゃるとおり、5年度までに企業会計へ完全に移行しなければいけません。その1年目が令和3年度ということです。ですので、令和4年度、5年度におきまして、移行事業を継続してやっていきます。このことにつきましては、令和4年度の新年度予算の方ですね、移行事業の継続費、2年間に渡る継続費ということで、予算を組まさせていただいておりますので、その折にもう少しですね、見える化した形でですね、ご説明をしたいと思っております。

**議長（今田光弘）** 総務費、ほかにございませんか。

総務費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 総務費、ないようでしたら、

第3款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

次に、第2表『繰越明許費』についてご質疑願います。

4ページです。

繰越明許費、4件出ていますが、これについてご質疑願います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 質疑なしと認めます。

次に、第3表『地方債補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(今田光弘)** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第16号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第15、議案第17号、令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

**町長(西村久之)** 議案第17号、令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では診療収入の減額、調整交付金の確定に伴う事業勘定繰入金の増額及び、一般会計繰入金への繰り戻し、医療機械器具購入事業の実績に伴う町債の減額、歳出では、人件費の増額、医薬材料費の減額が主な

ものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ800万円を減額し、補正後の予算総額を7億2,838万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費で、4ページ第2表に示しますとおり、医療機械器具購入事業で年度内設置が困難なため、令和4年度へ繰り越すものでございます。

第3条は地方債の補正で、5ページ第3表に示しますとおり、医療機械器具購入事業並びに、診療所建設事業の2件610万円の減額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** それでは、説明書8ページ、歳入から説明いたします。

1款1項・入院収入を249万5,000円減額し、入院収入の総額を2,065万5,000円としております。同じく、2項・外来収入を1,127万3,000円減額し、外来収入の総額を1億9,742万9,000円としております。

入院収入及び外来収入の各目それぞれ、11月分までの診療報酬確定額と、1月までの窓口収入の実績から、3月までの診療報酬額を見込んだ結果によるものでございます。

4款1項1目・事業勘定繰入金は、国民健康保険会計の特別調整交付金のへき地直営診療所分の額が確定したことにより2,046万3,000円を増額、2目・一般会計繰入金545万9,000円を減額し、1項・他会計繰入金の総額を1億9,226万1,000円としております。

6款2項1目・特定健康診査等受託料を347万円減額し、2項・受託事業収入の総額を481万2,000円としております。

7款1項1目・病院事業債を610万円を減額し、1項・町債の総額を2億9,770万円としております。

8款1項1目・施設運営費補助金は、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制の確保にかかる補助金で、33万4,000円を計上しております。

10ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費は、人件費と応援医師招聘に伴う、長崎離島等医療連携へり事業負担金の増額が主なもので、各節のとおり487万5,000円を増額し、1項・総務管理費の総額を2億3,284万3,000円としております。同じく、2項1目・研究研修費を23万3,000円減額し、2目・研究研修費の総額を35万7,000円としております。同じく、3項1目・施設整備費は、財源組み換えです。

2款1項1目・医業用機械器具費 313万7,000円の減額は、全身用X線CT装置の入札実績による減額が主なもので、2目・医薬品衛生材料費は、医薬品等の減額が主なもので、811万6,000円を減額、3目・寝具費を30万6,000円減額し、1項・医業費の総額を2億1,786万1,000円としております。同じく、2項1目・給食費を16万8,000円増額し、2項・給食費の総額を285万6,000円としております。

3款1項1目・利子を、125万1,000円減額し、1項・公債費の総額を1,309万2,000円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（今田光弘）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

まず、第1款・診療収入

診療収入、ご質疑ございませんか。 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 入院収入と、それから外来収入がありますけども、その内、入院収入につきましては、えーと、これはどこかな、その前にあの入院とですね外来のですね人数、それとその金額の見込み額ですね、これを教えていただけませんか。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

令和3年度ですね、本年度の今現在の入院実績と入院見込み数につきましては1,550名を見込んでおります。ちなみに令和2年度は1,542名でありました。外来ですね。外来の見込み数は、13,400名を見込んでおりまして、令和2年度は13,747名でありました。以上で説明を終わります。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 見込み額も訊いておったんですけど、積み上げていけば、それでまあわかるかなあところ思いますんで、それはそれでいいです。それであの、これコロナの影響で、全国的に診療を控えておって、というようなことが言われておりましたけども、それで2年度の減り方がですね、少し少ないようでありますんで、ま、それをどのようにこう捉えているのかお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

このコロナ禍の状況はですね、昨年の予算編成の時も、なかなか見通せない状況でありました。全国の流れも参考にしながら、予算編成をさせてもらったところなんですけど、収束に向かうかなあと思っていたところもあったんですけど

ども、なかなか収束の機会が見えないというのが実態であります。その中での、各厚労省からの情報とか参考にしながら予算を編成していております。現状としましては、2年とか3年間の平均とかを分析しながら、且つ今の状況もですね、見据えながら積算をさせていただいている状況でございます。

**議長（今田光弘）** 診療収入、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** それでは、次に行きます。

第4款・繰入金

繰入金、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 続きまして、第6款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第7款・町債

町債、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 第8款・国庫支出金

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** それでは、歳出に移ります。

第1款・総務費

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 1目2節の給料ですね、職員給が15名と書いておりまして、263万5,000円の増額補正をしております。どっかで説明があったと思いますけども、途中採用したということでございますんで、それで、その分のこう3月までの補正をしたのかなあとと思いますけども、内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

議員さんお見込みのとおり、職員給につきましては、当初14名で予算を計上させていただきました。途中1名を採用というか追加になりまして、15名になっておりますので、その分の増加になっております。

**議長（今田光弘）** 総務費、ほかにございませんか。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** その下のところでですね、医師の手当が40万円、それから共済組合の負担金、医師の分が28万9,000円、それから職員の分が149万1,000円と、こういうふう増額されておるんですけど、この内容についてお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

医師手当 40 万円につきましては、当初予算においてちょっと算定誤りがありましたので、今回補正をさせていただくものでございます。共済組合負担金につきましては、共済負担金の方が上がっているということがありましたので、今回補正をさせていただく内容になっております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** その共済負担金が上がっているちゆうことは、なんか率か何か、それとも、その内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

標準報酬月額での共済負担金の方を算出されるところがありますが、その額が変更になっておりますので、変更になっており、それに伴う共済負担金の増額になっております。

**議長（今田光弘）** 総務費、ほかにございせんか。

11 ページもあります。

浦 英明議員

**6 番（浦 英明）** 医師、田中先生が現在休暇と言いますか、来ておりませんが、この 2 名、医師 2 名体制の確立が非常に大切なんでありまして、誰かが言っておりましたけども、診療所を作っても医師がいないうであれば、大変に困ると、しかしその分は代診、そういったところで賄っているから大丈夫だと、というようなことをこう言われているんですけども、この田中先生の対応はどういうふうになるんですかね。お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

なかなかこうお答えにくいご質問かなと思っておりますが、田中先生につきましては、町長の施政方針でもありましたとおり、皆さんご承知のとおり、長年小値賀のですね、地域医療に大変ご尽力をいただいた方でありまして。なので、私個人としましては、今後も引き続き小値賀のためにといいいますか、小値賀の地域のためにご尽力いただきたいという思いがありまして、常々こう話をしてるといいうか、こう仕事の合間を見てですね、話をしているとこなんですけども、今はちょっと体調を崩されてからでありますので、その辺もちょっと本人様ともちょっと話をしているんですけども、身体がですね基本といいいますか、身体の療養の方がまず第一かなあというふうになっております。なので、かかりつけ医といいいますか、かかりつけ病院といいいますか、そちらの先生方のですね、診断も伺いながら、今後の対応は考えていくべきかなというふうには考えております。

**議長（今田光弘）** 浦 英明議員

**6番（浦 英明）** わかりました。皆さんがねえ、やっぱりこう代診医師とかなんかではちょっとこう頼りないから、やっぱり田中先生が頑張ってくれたらいいのかなというようなことを言っているんですけども、ま…本人がどういうふうな考えをしているのか、病気で弱気になってから、辞めたいなのに引き止められてというようなことを言っているのかなとこう思うんですけども、そこあたりについては、これ私の思いなんですから、それはいいですけど…それであのその下です、7節の報償費、代診診療応援医師の謝礼金がですね73万2,000円増額されております。で、今年度の見込み額は793万円というふうになっております。それで、2年度の実績の470万と比較しますと、ま…323万の増とこういうふうになっております。それで、その内容を尋ねることと、それからあの元年度にですね、この代診医師謝礼が1,914万になったこともありますんで、ま…田中先生が長期休暇に入るとなれば、極端な話ですよ、1年間休むとなれば、代診の数字といいますか金額はどのくらいになると思われませんか。お尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

まず、報償費の医師謝礼の73万2,000円ですけども、3月までの応援医師の分まで含めてですね、まあ今コロナワクチンの接種も行いながら、その時にも救急患者が発生した時に、必ず診療所に医師がいるという体制を作っておくということを今行っておりまして、そういった分も考慮してからの増額補正としております。先ほど、令和2年度の報酬の話がありましたけども、医師が、当初は田中先生、常勤医師1名ということになっておりまして、応援医師を1年間通して派遣していただいたところがあります。そういったところで、来年度の見込みにつきましても、一応算定はさせていただきますけれども、約…そうですね、1,000万ぐらいはやっぱり医師を、通年ですね1年間呼ぶためには、経費が掛かるというふうには算定はさせていただきます。

**議長（今田光弘）** 総務費、ほかにございませぬか。

10ページ、11ページまであります。

総務費です。

浦 英明議員

**6番（浦 英明）** 次のページです、18節の負担金補助で、RIMCASの方が84万円の増額補正がされておりますんで、この旨について内容をお尋ねします。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

この分につきましては、先ほどからお話しています田中先生の方の療養が続いておる関係で、応援医師の方を長崎大学の方から先生の方を来ていただいて、しますけどと団ということに来ていただいております。その応援医師

等の移動に関して、RIMCAS というへりの方を利用して、利用させていただいてます。その分です、回数がどうしても年間当初の回数よりも増えた関係がありますので、今回増額補正をさせていただくものでございます。

**議長（今田光弘）** 総務費、ほかにございませつか。 **浦 英明議員**

**6番（浦 英明）** まあ回数で割れば、1回いくらというふうなことが出るんでしょうけども、それをお尋ねします。1回いくらですかね。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** お答えいたします。

年間、当初は年20回を予定しておりました。それはですね、専門外来の先生達の応援に来る分も含めて、年間20回を予定しておりましたけども、令和3年度につきましては、専門外来が16回、応援医師の先生が16回、合計32回を見込んでおります。

**議長（今田光弘）** 診療所事務長

**診療所事務長（牧尾 豊）** すいません、答弁漏れがありました。1回いくらというふうな算定にはなっておりません、五島市、新上五島町、小値賀町ですね、壱岐対馬、ま、対馬ですね、の構成団体で、年間の運行回数が約150回というふうに定められております。その中で、負担金を出し合っからのことになっておりますので、この分については、その分を考慮してからの増額となっております。

**議長（今田光弘）** 総務費、ほかにございませつか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** ここで、医業費に入る前に皆さんにお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、予め延長いたします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** はい、異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することは可決されました。

もうあとわずかですので、よろしくお願ひいたします

それでは続まして医業費。

**第2款・医業費** **浦 英明議員**

**6番（浦 英明）** 2目の10節・需用費、862万減額をされております。そして、3年度の見込みは1億3,677万2,000円というふうになります。で、2年度が1億2,661万5,000円だったので、1,015万7,000円の増というふうになっております。それで尋ねたいのは、コロナ禍ですね、なかなかこう受診も控えているという最中にですね、薬剤がこんだけ上がるのは、ちょっとこう反してるのかなとこう思ったもんですから、お尋ねをします。



議長（今田光弘） 診療所事務長

診療所事務長（牧尾 豊） お答えいたします。

コロナ禍におきまして、受診が控えていると、これは全国的な流れというか、状況になっております。その中で、今回、減額補正を約 862 万ですね、減額補正をさせていただいているとこなんですけど、受診が控えていることに関しまして、患者さんへの処方というか、使う量も減ってくるということもありまして、今回の減額補正になっております。そういったことであるんですけど、一方薬品については、その患者さんの症状、そういった内容によりまして、高い薬品をどうしても投与しなければいけない。ジェネリックに変えてできるだけ安いということで、こちらも取り組まさせていただきますけれども、やっぱりその中においても、あるこう治療においては高い薬品を使わなくてはいけないというところがありますので、金額によっては、年度というか、年別によって違いが生じてくるということになっております。

議長（今田光弘） 医業費、ほかにございませんか。

医業費です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） では続きまして、第3款・公債費

公債費、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 質疑なしと認めます。

次に、第2表『繰越明許費』について、4ページですが、ご質疑願います。

繰越明許費に関しまして、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 質疑なしと認めます。

次に、第3表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第 17 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

**議長（今田光弘）** お諮りします。

日程第 16、議案第 18 号から、日程第 23、議案第 25 号までの、令和 4 年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して、付託する予定でありますので、一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、日程第 16、議案第 18 号から、日程第 23、議案第 25 号までの令和 4 年度小値賀町各会計予算については、一括議題といたします。

議案第 18 号から、議案第 25 号までの令和 4 年度小値賀町各会計予算の提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第 18 号、令和 4 年度小値賀町一般会計予算について説明いたします。

日本の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さが見られ、先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果が海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。

ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があり、また、今後も新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による、内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

また、地方財政対策については、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる、一般財源総額を前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することといたしております。

本町の財政事情は、収入の多くを依存している地方交付税の動向に大きく左右され、自主財源である税収は、昨年度を若干上回る見込みではありますが、依然として新型コロナウイルス感染症や少子高齢化の影響により、大幅な増収は見込めず、今後も厳しい状況は続くことが予想されます。

本町の財政運営においては、財政健全化に向けた取り組みを強化することが、必要不可欠であり、国、県等の補助制度や地方債を最大限に活用し、歳出の削減努力に努め、健全な財政運営を維持していかなければなりません。

このような中、令和4年度の予算編成に当たっては、「総合計画」や「まち・ひと・しごと総合戦略」「過疎・辺地計画」に基づき、人口減少対策や持続可能な自立に効果が期待できる事業を積極的に推進し、年々増加しているふるさと納税による自主財源の確保や、新たな後継者確保支援及び定住促進に向けた補助制度を設けるなど、地域おこし協力隊等を足がかりに移住、定住の増加を継続して図るとともに、雇用機会拡充事業により、事業拡大や事業創出を継続して推進し、地域経済の活性化や交流人口、定住促進の増加に向けた施策の他、子どもの教育や子育て支援、医療の充実、産業の振興などにも重点を置いた予算編成といたしております。

予算の主な内容について、説明いたしますと、総務費では、後継者育成と定住及び就労を促すため、後継者確保支援事業、おちカモン支援事業、公共交通バスのデマンド化を推進するためのデマンド交通実証事業、また職員の業務効率化のための仮想ブラウザ環境構築工事の予算を計上いたしております。

民生費では、老朽化に伴う高齢者生活福祉センター「たんぼぼ荘」の設備改修や、町内介護施設等の持続可能な福祉サービス提供のための介護人材就職支援、幼児を中心とした療育支援サービスの充実と、福祉医療費の拡大のほか、福祉のまちづくり実現のための各種支援に、予算を計上いたしております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種や各種予防接種など、住民の健康増進と病気予防のための施策、また、可燃ごみの島外搬出に係るごみ処理広域化事業、海岸漂着物等地域対策事業、葬祭場改修工事、ごみ処理関連などの予算を計上いたしております。

農林水産業費では、野崎ダムの水管理システム改修事業、漁業就業実践研修事業、漁業者の所得向上の取り組みに係る機器整備費用の助成、町有作業船「かいほう」の機関換装、前方漁港機能増進工事のための予算計上のほか、本町の基幹産業である、農漁業の振興を推進していくための予算を計上いたしております。

商工費では、雇用機会拡充事業のほか、観光関係で古民家「まつなが邸」の屋根替え工事及び、古民家レストラン藤松の屋根修繕工事等の観光客受け入れ関係のための予算を計上いたしております。

土木費では、町道の路面状況について定期点検を実施する経費、小値賀空港トンネル個別施設計画策定業務、道路維持管理経費及び公営住宅等維持管理経費の予算を計上いたしております。

消防費では、老朽化した防火水槽の改修工事、町民の防災意識向上のための、Web版ハザードマップ構築業務委託、災害避難施設の防災対策事業などの関係予算を計上いたしております。

教育費では、ふるさと留学関係経費、教員住宅改修事業、大島分校改修事業、中学校体育館照明改修工事、旧野首教会保存修理事業のほか、町内遺跡等調査業務の予算を計上いたしております。

令和4年度の一般会計予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を39億8,300万円としております。

前年度当初予算と比較しますと4,900万円、1.2%の増額となっております。

増加の要因といたしましては、お試し居住施設整備事業、葬祭場改修工事、最終処分場油圧ショベル、木材破砕機購入事業、町道唐見崎線災害防除工事が減額となる一方、総合行政システム関連経費、町有作業船改修、古民家改修事業、大島分校改修事業、前年度に引き続きごみ処理広域化事業、町道野崎本線無電柱化事業、大型生ごみ処理機設置工事、松くい虫防除のための伐倒処理や診療所建設のための繰出金の計上によるものでございます。

第2条は、地方債で、7ページ第2表に示しますとおり、臨時財政対策債、地域活性化事業債、緊急防災・減災事業債のほか、13件のハード事業に係る過疎債と辺地債、7件の過疎債ソフト事業に対して借入れる、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の借入の最高額を6億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

以上、予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第19号、令和4年度小値賀町渡船事業特別会計予算について説明いたします。

はまゆう、西海の両航路は、離島住民の通院や通学など、生活水準の向上を図るために、なくてはならない生活の足であり、安定的な就航と安全性の向上を図るとともに、経営の改善とサービスの向上に努め、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

令和4年度の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を7,280万円としております。前年度当初予算と比較しますと418万3,000円、6.1%の増額となっております。

第2条は、歳出予算の流用について、定めるものでございます。

議案第 20 号、令和 4 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、説明いたします。

平成 30 年度から国民健康保険事業の都道府県化が導入されており、県下各市町の過去 3 カ年の医療費の状況及び、所得状況・被保険者数をもとに県下各市町が県へ納付する国保事業納付金が算定されております。

歳入においては、県が算定した国保事業納付金により、国民健康保険税を前年度より 152 万 3,000 円減額の 8,665 万 5,000 円を計上、県支出金については、普通交付金並びに特別交付金として、へき地診療所運営補助金・特別調整交付金・特定健診負担金・保険者努力支援交付金等を、また、繰入金については、保険基盤安定繰入金、財政安定化繰入金等、法律に基づき計上いたしております。

歳出においては、過去 3 カ年の医療費の状況をもとに、保険給付費、療養費、高額療養費等を、また、県試算による国保事業納付金を計上いたしております。

令和 4 年度の予算は、予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額を 4 億 7,538 万 4,000 円としております。

前年度当初予算と比較しますと 1,780 万 8,000 円、3.9%の増額となっております。

議案第 21 号、令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします。

令和 4 年度につきましても、例年と同じく長崎県後期高齢者医療広域連合からの算定により、計上いたしております。

被保険者につきましては、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行する時期を迎え、増加する要因がある一方、これまでの被保険者数の推移から、令和 3 年度より 28 人少ない 621 名で算定をいたしております。

令和 4 年度の保険料については、2 年に一度の保険料率改定が行われ、令和 4 年度と 5 年度に適用される均等割額及び所得割率ともに増額となっており、本町の保険料につきましても増額となっております。

また、新規事業として、高齢者の健康寿命を延ばすための「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」に関する経費を計上いたしております。

令和 4 年度の予算は、予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額を 5,458 万 9,000 円としております。

前年度当初予算と比較しますと 326 万円、6.3%の増額となっております。

議案第 22 号、令和 4 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、説明いたします。

介護保険事業特別会計については、第 8 期介護保険事業計画に基づき、各種事業を展開してまいります。

団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」では、令和7年には、75歳以上の方が、介護の必要な方の割合よりも高くなると予想されております。

地域のつながりを強め、健康づくりや、介護予防を進めることが一層重要となることから、地域ケア会議を充実させ、地域全体で高齢者を見守りながら、住み慣れた地域で最後まで生活を続けていけるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、これまで普及に努めてきた、スクエアステップや、100歳体操等のフレイル予防の推進、認知症施策の充実など、介護予防の強化にも、引き続き取り組んでまいります。

令和4年度の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を3億8,562万6,000円としております。前年度当初予算と比較しますと1,486万5,000円、4.0%の増額となっております。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

議案第23号、令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、説明をいたします。

予算の概要といたしましては、安全で安定的な水道水の供給を行うための経常的な経費と老朽化しております機械修繕及び配水管の劣化・老朽化箇所の布設替工事等の費用を計上いたしております。

また、令和5年度までに、公営企業会計に移行することが義務づけられているため、令和3年度から資産整理業務委託に着手しておりますが、令和4年度からは2年間の継続事業といたしまして、システム更新及び条例改正・予算運用の見直し等を実施するための委託費を計上いたしております。

令和4年度の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を8,390万円としております。

前年度当初予算と比較しますと6,290万円、42.8%の減額となっております。

休憩をお願いします。

議長（今田光弘） 休憩します。

— 休憩	午後	5 時	15 分	—
— 再開	午後	5 時	16 分	—

議長（今田光弘） 再開します。

町長（西村久之） 失礼しました。

前年度当初予算と比較しますと6,290万円、42.8%の減額となっております。

第2条は、継続費で、4ページ第2表に示しますとおり、簡易水道公営企業

会計移行事業を令和4年度から令和5年度まで、実施することといたしております。

第3条は、地方債で、5ページ第3表に示しますとおり、簡易水道施設改修事業、簡易水道公営企業会計移行事業にかかる、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について、定めるものでございます。

議案第24号、令和4年度小値賀町下水道事業特別会計予算について、説明をいたします。

予算内容といたしましては、下水道事業の安定した運営を行えるよう経常的な経費のほか、老朽化が著しい下水道施設の維持管理の向上、施設の延命化を図るため、終末処理場施設の機器修繕及び更新等の経費を計上いたしております。又、下水道事業においても、簡易水道事業と同じく、令和5年度迄に公営企業会計に移行する必要があることから、システム更新及び条例改正・予算運用の見直し等の業務委託費を計上しております。

令和4年度の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を1億6,080万円としております。

前年度当初予算と比較しますと976万円、6.5%の減額となっております。

第2条は、継続費で、4ページ第2表に示しますとおり、下水道公営企業会計移行事業を令和4年度から令和5年度で、実施することといたしております。

第3条は、債務負担行為の規定で、5ページ第3表に示しますとおり、水洗便所改造資金への融資にかかる、利子補給に対する後年度負担を計上いたしております。

第4条は、地方債で、6ページ第4表に示しますとおり、下水道公営企業会計移行事業、下水道施設改修事業に係る地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

議案第25号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算について、説明いたします。

国におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応した保健・医療・介護の構築に取り組むとされており、感染拡大防止に向けた施策を重点事項としております。

本町では、新型コロナウイルス感染症の対応として、引き続き発熱外来の設置、抗原検査の実施など、感染対策の充実を図りながら、町民が安心して医療を受けられるよう、関係機関や保健・福祉部門とも連携を図り取り組んでまいります。

予算編成においては、歳入では、入院・外来とも過去の実績を勘案した診療報

酬の算出、新診療所建設工事、医師住宅建設工事関係の財源補填が主なもので、歳出においては、常勤医師2名体制の維持、専門医外来の実施、医療機器の更新、新診療所建設工事関係経費の計上が主なものでございます。

令和4年度の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を11億3,270万円としております。

前年度当初予算と比較しますと1億3,490万円、10.6%の減額となっております。

第2条は、地方債で、4ページ第2表に示しますとおり、医療機械器具購入事業、診療所建設事業及び、医師住宅建設事業にかかる、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

以上、概要を説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（今田光弘）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案につきましては特別委員会を設置して、付託する予定でありますので、質疑に関しましては総括的な事にとどめ置き願いたいと思います。

それでは、議案第18号から議案第25号までの令和4年度小値賀町各会計予算について全会計に渡り歳入歳出全般についてご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議長を除く6人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、議案第18号から議案第25号までを付託し、会議規則第46条第1項の規定により、3月11日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（今田光弘）** 異議なしと認めます。

従いまして、議案第18号から議案第25号、令和4年度小値賀町各会計予算の8件につきましては、議長を除く6人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して3月11日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定いたしました。



議長（今田光弘） 休憩します。

— 休憩 午後 5 時 22 分 —  
— 再開 午後 5 時 22 分 —

議長（今田光弘） 再開します。

お諮りします。

只今設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、今田光弘議員、浦英明議員、末永一朗議員、黒崎政美議員、宮崎良保議員、松屋治郎議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（今田光弘） 異議なしと認めます。

従いまして、只今指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条の規定により互選していただきます。

議長（今田光弘） しばらく休憩します。

— 休憩 午後 5 時 23 分 —  
— 再開 午後 5 時 23 分 —

議長（今田光弘） 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が、次の通り決定し通知を受けましたので報告いたします。

委員長に今田光弘議員、副委員長に宮崎良保議員、以上の通りです。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

3月14日の本会議は10時からはじめます。

なお、3月9日水曜日及び10日の木曜日は予算特別委員会を午前9時30分から行いますので、よろしく願いいたします。

今日は長い時間お疲れ様でした。

— 午後 5 時 23 分 散会 —